

平成 27 年 7 月 6 日

◎依光委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10 時 0 分開会)

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 8 日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎依光委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に、議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎野々村危機管理部長 それでは、今回提出しております議案と報告事項について概要を説明させていただきます。危機管理部からは、補正予算議案 1 件と条例議案 1 件、報告事項 2 件です。

お手元にあります青いインデックス、危機管理部、議案説明資料の 1 ページをお開きください。まず、今回の補正予算は、南海トラフ地震対策の充実強化・加速化として地震火災対策を推進するための予算として、829 万円余の増額をお願いするものです。地震火災対策につきましては、昨年 4 月に高知県地震火災対策検討会を立ち上げ、専門家の御意見をお聞きしながら検討を進めてまいりましたが、その取りまとめができましたことから、先月 18 日に地震火災対策指針を公表したところです。この指針では、まず、個人の家から火を出さないための出火防止。出火しても、個人が行う初期消火や地域が行う消火による火災の拡大の防止。また、地震火災に対する消防力の充実といった延焼防止。さらには、火災が拡大し、大規模火災となった場合でも住民の命を守るための安全な避難。これら 3 つの視点から、県、市町村、また住民や事業者の方々が事前に取り組むべき具体的な対策と取り組みの進め方を示しております。

また、特に木造住宅が密集している市街地におきまして、地震の発生時の発生時刻や風速、風向などの状況によっては延焼しているエリアを避けて安全に避難することが困難と

なる可能性がある地区として 11 市町 19 地区、870 ヘクタールを地震火災対策を重点的に推進する地区として位置づけました。この地区におきましては、市町と住民の皆様が一緒になって地震火災対策計画をつくっていただきたいと考えております。計画の作成には、まず、住民の皆様には地震火災の特徴や住民の皆様にとっていただきたい行動などについて正しく理解していただくことが重要となりますことから、市町と連携し、重点推進地区の住民の皆様には説明会を行います。さらに、地震火災のことについて取りまとめたリーフレットを作成し、重点推進地区の全戸に配布することで周知を図ってまいります。そのためのリーフレットの作成委託料について、311 万円余の増をお願いしております。また、地域の住民の皆様には、地震火災対策の作成に参加していただくことで、地震発生時の火災対策への取り組みについて御理解いただき、その上で重点推進地区の全戸に簡易型感震ブレーカーを配布したいと思っております。今回は、モデル地区として既に計画を策定しています四万十市への補助金として 518 万円余をお願いしております。

次に、条例議案としまして、資料③「条例その他」をお願いします。44 ページです。高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案ですが、これは、児童福祉法の一部改正に伴い、関連する条項について改めるものです。

このほか、報告事項が 2 件ございます。高知県強靱化計画案と高知県地震火災対策指針についてですが、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 初めに、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 私からは、高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。

資料④の議案説明書（条例その他）の 4 ページをお願いします。この条例は、南海トラフ地震から県民の生命や財産を守ることを目的としておりまして、南海トラフ地震対策を計画的に行うため、県や県民、関係機関の役割等を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して、地震対策を推進していくために必要な事項を定めたものです。条例議案説明書をごらんいただきたいと思います。今回、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 27 年 4 月から施行となり、それにより児童福祉法が一部改正をされました。南海トラフ条例第 39 条は、その設置者または管理者が要配慮者の安全性の確保等及び防災教育の推進に努めなければならない施設を整理していますが、法改正に伴いまして、これまでの認可外保育施設のうち、一定の基準を満たしたものが家庭的保育事業等を行う事業所等になったことや、これまでの幼稚園及び保育

所と同列の認可施設として、幼保連携型認定こども園が位置づけられたことから、条例を改めるものです。南海トラフ条例第 39 条は、要配慮者の安全性の確保に努めなければならない施設について規定をしています。今回の改正によりまして、例えば民間の参入も可能となりますことから、規制は拡大していくことになると思います。

私からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 認定こども園を含めて、具体的にどのようなことをやることになるんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 例えば安全性の教育だとか、そういったことの義務が課せられることになります。

◎吉良委員 よくわからないね。どういうことをするわけか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 例えば、ビルの一室とか事業者の居宅等で行うようなものが対象になりますので、そういったところにおける安全性の確保などが事業者に義務づけられることになると思います。

◎吉良委員 ということは、設備の耐震を含めてということになるわけで。子供たちの教育にかかわって避難訓練をすとか何とかじゃなくて、設備の整備も含めて努力義務が課せられるということですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 大きく言いますと、そうなるかと思えます。

◎吉良委員 ということは、財政的な資力が問われるわけですね。努力すると言われても、それはなかなかできないところに対して県としてどのような財政的な措置を考えていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 まだ財政的措置までは考えていません。事業者の努力義務として、今回整理されたところです。

また、避難とか救助活動、情報の収集及び伝達、初期消火といったことも要配慮者の安全の確保のために必要な活動として、例えば手引書を作成したり、当該手引書に基づいて訓練をしたり、発生直後に早期に事業も再開するような、必要な対策を行うように努めなければならないということになると思います。

◎吉良委員 条例の実効性を求める上でも、何らかの形で財政的な支援ができることも考えていただくように要望しておきます。

◎坂本（茂）委員 関連して。一つは、財政的な支援のことで、個人の世帯においても、家具転倒防止だとか自助に対する備えの部分での補助もあるわけです。そういった意味では、こういったところが、例えば窓ガラス飛散防止フィルムが張り切れていないとか、この間ずっと公立の幼稚園、保育園ではそういった取り組みがされてきたと思うんですけども、これから努めなければならないと拡大されていくところでは、まだそういった備えができていないかもしれない。しかしそこを促進していくための財政的支援は、今、吉良

委員が言われたように、具体的に出てくるだろうと思うんです。そこを加速化するために、今後どう議論していくのかは、どうしても課題としてあると思います。その辺お考えになっていることがあったら教えていただきたいのが一つと。

対象になった施設が県内にどれぐらいあって、そこで過ごしている乳幼児がどれぐらい対象として県内においでなのか教えてもらいたいのが2点。

3点目に、防災教育という点でいくと、その施設の管理者、あるいは職員などが防災教育のスキルを上げていくための支援はどんな形でやられていくのか。例えば、学校の先生方だったら、いろんな防災教育の場があるわけですがけれども、こういった方たちに対しては、みずからがそういったことをやっていきなさいということだけなのか、あるいは研修の場を設けていくとか、そんなこともこれからは考えていかれるのかどうか、その辺について。以上3点。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 まず1点目ですけれども、利用者の特性を踏まえて、南海トラフ地震に対する施設の安全性を、できることはやっていこうというスタンスです。今後、施設整備等に伴います財政措置については課題になってくるかと思えます。所管する教育委員会、幼保支援課としっかり協議、検討をしていきたいと考えています。

それと、2点目の施設につきましては、認定こども園が合計で県内27施設で、地域型保育事業所については14施設ございます。これが新たに対象になるかと思っています。

3点目、今後の課題、支援については1点目で御説明しましたので、今後、関係所管と協議して検討させていただきたいと考えています。

◎坂本（茂）委員 答弁漏れで、施策の対象となっている子供さんたちの数は。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 人数については把握していませんので、施設の数だけをお伝えしました。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎依光委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。なお、補正予算議案と関連しますので、報告事項の「地震火災対策について」もあわせて説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

◎土居消防政策課長 消防政策課からは、第1号議案、平成27年度高知県一般会計補正予算と地震火災対策についての報告事項の2件ですが、関連しますのであわせて御説明いたします。

右上に②とあります高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の5ページをお願いします。昨年度から火災の専門家によります検討会を立ち上げ、地震火災対策の検討を行って

まいりましたが、このたび、市町村が取り組みを進めるための地震火災対策指針ができました。今回の補正は、その地震火災対策の取り組みです。

「3、消防政策費」の右端、「説明欄」をごらんください。1つ目のリーフレット作成委託料は、後ほど説明いたしますが、地震火災対策を重点的に推進する地区に地震火災対策についての説明会を行い、説明会后に、地区の全世帯の皆様へ地震火災対策について正しく理解していただくためのリーフレットを配布することとしており、その作成経費です。

次の地震火災対策推進事業費補助金ですが、昨年度からモデル地区として先行して取り組みを進めてきました四万十市につきましては、地震火災対策計画が策定されましたので、重点的に推進する中村地区の全世帯に簡易型の感震ブレーカーを配布するため、四万十市に補助するものです。

次に、報告事項の地震火災対策指針について御説明します。危機管理部の消防政策課のインデックスをお願いします。南海トラフ地震から命を守るため、地震対策の基本であります住宅や学校、病院などの建物の耐震化や家具の転倒防止などの揺れ対策、また、津波からの避難路、津波避難タワーの整備や、津波浸水区域では揺れたらすぐに逃げろという意識の啓発など、津波対策に取り組んでいるところです。今回、揺れ、津波に並んで地震災害のもう一つの要因であります、地震火災への対策につきまして、具体的な対策やその取り組みの進め方を地震火災対策指針として取りまとめました。これで南海トラフ地震から命を守るための3つの大きな対策がそろったところです。

まず、「地震火災対策の指針の策定」と書いた黄色の箱の中をごらんください。ここに記載してありますのは、地震火災対策の目的です。木造住宅が密集している市街地における火災対策は、街路の整備や沿道の建築物の不燃化などによる延焼の遮断や、公園などのオープンスペースを確保するといった長期的な対策により、まちづくりを進めることが基本となります。しかし、南海トラフ地震の発生切迫度が高まる中、今すぐにも行える対策を進めることで、地震が発生したときに懸念されます大規模火災から人命を守ることを目的として、市町村が地震火災対策を進めていくための具体的な対策及びその取り組みの進め方を示すものです。

次に、指針のポイントをごらんください。この指針は4章立てで作成しております。第1章は「地震火災対策指針とは」で、地震火災対策の目的、背景、地震火災対策を重点的に推進する地区等を記載しております。この重点的に推進する地区は、記載していますように、11市町19地区を位置づけました。3ページにはその一覧表を記載しております。

また、1ページ目のポイントの欄外に重点推進地区の説明を記載しております。地震が発生したときの火災は県内どこでも起こり得ることでありますが、木造住宅が密集した市街地で火災が起きた場合、地震発生時の気象条件、風向や風速の状況ですとか、出火場所や出火点数により大規模火災となることが懸念されます。そのため、避難のタイミングがおくれ

ると、火に囲まれるなど、安全な避難が困難になる可能性がある地区を重点推進地区と位置づけました。

第2章は「地震火災の具体的な対策」です。ここにありますように、火を出さないための出火防止、出火した初期の段階に行う初期消火や、地域で燃え広がりを防ぐ、住民みずからが消火に取り組む延焼防止、初期消火や延焼防止に失敗し、火災が延焼拡大した場合でも、みずからが安全に避難の判断ができるようにしておく安全な避難の3つで構成しております。

次に、第3章では、「地震火災対策計画の策定方法」について記載しています。今後、市町で対策計画を策定していただくため、それぞれの地区の特性を把握し、また、住民の皆様方の地震火災に対する意識や備えを把握するためのアンケート調査の実施や、ワークショップにより、住民の皆様方に地震火災に対する理解を深めていただき、避難場所や経路について話し合った意見も参考にしながら計画を策定していただくこととしています。

また、指針の最後に、第4章として、「津波火災への対応」を記載しています。ここでは、津波火災の過去の事例や、最新の研究による津波火災のメカニズム、また、現在行っています県や事業者の取り組みを参考として示しております。

次に、その下にあります、取り組みと支援策についてです。赤で囲んでいますのが既存の支援策。その下の青で囲んでいますのは、今後検討が必要な支援策です。

まず、既存の支援策ですが、左端の個人の取り組みに対して、今回新たに支援することとした簡易型の感震ブレーカーを今回の補正でお願いしております。最初に申しましたように、重点推進地区では火災が起きた場合に、風向や風速の状況ですとか、出火場所や出火点数により大規模火災となることが懸念されますので、地区全体で火を出さないことが重要となります。阪神淡路大震災や東日本大震災の出火原因が判明している火災のうち、6割から7割が電気による火災が原因ですので、大きな揺れを感じたときにブレーカーを自動的に落とす感震ブレーカーの設置は電気による出火防止に効果があることから、重点推進地区の全世帯に配布するための補助制度を今回設けております。感震ブレーカーの配布への補助の実施時期につきましては、地区の全世帯でつけていただくためにも、ワークショップ等により電気火災に対する理解を住民の皆様方に深めていただき、市町が地震火災対策計画を策定してからとしております。

個人の取り組みに対する支援として、家具の転倒防止器具の設置や住宅の耐震化、また、ここに記載はしていませんが、コンクリートブロック塀の耐震化や老朽住宅の除却などを行っております。

その横にあります、自主防災組織等への支援策につきましては、消火訓練や避難訓練の実施に対する補助や、要配慮者等の個別避難計画づくりへの支援を行っております。

右端の市町の対策につきましては、地震火災対策計画を策定する際の交付金の活用です

とか、地域の防災活動の中核を担います消防団員の確保対策事業がございます。

次に、青い囲みの部分の今後の検討が必要な支援策ですが、地域で初期消火や火災の延焼を食い止めるために必要となります街頭消火器や軽可搬ポンプの整備に対する補助制度の検討ですとか、耐震性防火水槽の整備につきまして国に対し補助制度の拡充を要望するなど、中長期的な対策につきましては、県と 11 の市町で構成しています地震火災連絡会を通じて検討していきたいと考えております。

取り組みスケジュールにつきましては、次のページをごらんください。一番上の行ですが、6月18日に第1回地震火災対策連絡会を開催し、指針を公表しました。この指針の内容や今後の取り組みなどにつきまして、重点推進地区の皆様へ今月7月から9月にかけて説明会を行っていき、あわせて、地震火災対策について正しく理解してもらうためのリーフレットを作成して配布します。

また、右端の青い囲みと矢印で示しておりますが、これから県で延焼シミュレーションとハザードマップを作成します。これは、重点推進地区で火災が起きた際に、風向、風速によりどのように火災が燃え広がるのか、どのような経路が安全に避難できるのかをイメージしていただくための資料となるもので、この資料の中ほどの行で、平成28年4月から6月という行にワークショップと記載しておりますけれども、実際に住民の皆様へ安全な避難をするための資料として活用していただき、市町の地震火災対策計画の参考資料となるものです。

また、地震火災対策連絡会は、今年度は四半期ごとに開催し、中長期的に整備が必要となる資機材などに対する新たな支援策の検討や、平成28年度予算への反映などを行っていく予定としております。

地震火災対策指針を本日お配りしておりますけれども、個別の説明は省略させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 まず、予算の関係ですけれども、リーフレットの作成委託料が重点推進地区の住民向けということですから、その部数になると思います。ただ、この中に盛り込まれる内容は、例えば重点推進地区に居住しなくても、必要な地震火災を防ぐための知識というのは盛り込まれていると思うんです。そういうことを考えたら、将来的にはこれを補強した上で県内の全世帯に配布して、地震火災を起こさないため備えていただくことは必要になってくると思っておりますが、とりあえず重点推進地区だけの予算であるという受けとめでよいのかどうかというのが一つ。

もう一つは、地震火災対策の推進事業費補助金の感震ブレイカーの関係ですが、今、四十万市などでは市町村議会でも補正予算が組まれて対応されておりますけれども、地域の中

で重点推進地区と線で切られた、そうでない地域とで補助のあるなしについて地区住民の理解が得られているかどうか、その辺についてお聞かせいただきたい。

◎土居消防政策課長 まず1点目のリーフレットの作成委託料につきましては、委員がおっしゃるように、重点推進地区全世帯に配るための部数という形で予算化しております。これにつきましては、先月6月18日にこの指針を公表しまして、重点推進地区の地区名も新聞紙面に出たところですが、当然ながら、その地区の方々はその地区に住まわれているということで、不安に思っている方が多いかと思えます。そういった方の不安をまず解消させよう。地震火災についてどういったものか、どのようにこれから取り組みを進めていくべきかといったことをリーフレットでまずお示ししていこうと考えております。ということで、まずリーフレットにつきましては、重点推進地区のみを対象にしております。その地区以外にどう周知していくのかといった部分につきましては、現在、取り組みが先行して進んでおります四万十市で地震火災対策計画が作成できたところですが、全体の住民にお知らせするために、8月号か9月号と聞いておりますけれども、四万十市の広報紙に地震火災対策計画ができたという周知をすると聞いております。県のほうでということではなくて、市町村の取り組みに現在なっておりますけれども、重点推進地区以外の住民にも地震火災対策について知ってもらうための広報を行うということをまずは聞いているところです。

それと2つ目の感震ブレイカーにつきましては、四万十市でもその地区以外の方にはどうするのか議論があったようです。重点推進地区以外の方について、まずは延焼の拡大は命の危険が伴いますので、そういう重点推進地区に配ることで説明し理解していただいたと聞いております。県として、今回、地震火災対策指針をつくるに当たりましては、まずは命を守る対策ということで、この指針を作成しました。先ほど説明の中でも言いましたように、火災が燃え広がった場合に、火災の燃え広がる地区を避けて安全に避難ができれば危険な地域ということで重点推進地区を指定しております。そこで火を出さないために、面的に整備をしてもらいたいということで感震ブレイカーを配ろうとしておりますので、まずは重点推進地区に感震ブレイカーをとということで取り組んでおります。

◎坂本（茂）委員 とりあえずはそうでしょうけれども、例えば、広報をしていく、啓発をしていくのは、今後も市町村任せにしていくということですか。

◎野々村危機管理部長 今、地震対策として、南海地震対策に備えちよき、を全戸配布しています。これの地震火災対策の部分がまだ弱いので、今年度、行動計画を改定して、来年度から次の3期の時期に入ります。この時期に合わせて備えちよきを改訂していかないといけないと思っておりますので、そのときには、全戸配布用の備えちよきに地震火災対策の部分を増強していきたいと考えております。検討していきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 あと、この指針の関係で、以前に説明を受けたときに、津波火災対策

についても章を設けて入れていますということだったんですけれども、そのくだりが、冒頭に、本県での津波火災への取り組み状況等というところで、のっけに津波火災に対しては抜本的な対策がないのが現状ですと書き切られてしまうと、県民も非常に不安を覚えるんじゃないか。やはり、この間、地域の防災会の総会などで議論を聞いていますと、周辺リスクについてどう対応していくのかは防災会だけではできないことなので、例えばタナスカの対応は県の事業でやられていますけれども、タナスカだけではなくて中之島にもあるわけで、中之島のタンクの対応はどうしていくのかも含めて、そういう周辺リスクの回避に向けた県の方向性は逐次明確にしてほしいという住民の声があります。抜本的な対策がないのが現状ですと言われると、ちょっとつらいものがあるって、そこを今後どうしていくのかという方向性を、できたら、今の段階ではこうなのかもしれませんが、指針の中で明確にしていくという姿勢はあるのかどうかをお聞かせいただきたい。

◎野々村危機管理部長 専門家にいろいろ聞いても、抜本的に対策があるのかというと、まだなかなかないのが現状です。ただ、委員の言われていますタナスカでの検討も当然進めております。これにつきましては、今後、対策の部分に進んでいかないといけないと思いますので、当然その部分ではまた皆様方に周知する部分も考えないといけないと思っております。考え得る対策というのはあります。抜本的対策はなかなか厳しいかもしれませんが、考え得る対策はとっていかないといけないと思っております。検討もしていくつもりです。元を絶って絶対大丈夫という対策はなかなか厳しいですけれども、ちょっとでも前へ進めていく対策は今後検討し、進めていきたいと思っております。

◎西森委員 先ほどの関連ですけれども、今回のこの予算と合わせて、指針もそうですけれども、重点推進地区に向けた指針であると思っているんですけれども、この中にも今後検討していくことも重要となると述べておられますが、この県の指針を受けて、市町村で地震火災対策計画を決定していく。先ほど坂本委員が言われたように、いずれは全地域の地震火災対策を進めていかないといけない。そういう面では、今回、こういった重点地域の指針であり、市町村が計画をつくっていくということですが、やはりそういったところも視野に入れて、既に進めていかないといけないんじゃないかと思うんですけれども。

◎野々村危機管理部長 委員が言われたとおりでして、地震火災対策で重点地区に特化してやろうというのは、逃げおけると火に巻かれる可能性のある地区というところで、とにかく集中的にまずやりましょう。命を守る対策になると思っております。重点地区以外になってくると、今度は命を守る対策以降になってきます。まずは命を守る対策の部分の重点地区をとにかくやらせていただきたいと今思っていることでして、確かにその周辺地区でも火災は起こります。ただ、周辺地区は、火災が起こって大火になったとしても延焼速度が比較的緩やかなので、まず、火に巻かれることはない地区です。ただそうは言いながら火災は起こることは間違いないので、火災対策そのもの、出火防止ですとか初期消火

という部分は通常の火災の根本対策と一緒にすけれども、そういう部分の啓発周知はしっかりやっていかないといけないと思っております。差し当たり重点地区に力を入れさせていただきたいという思いです。

◎西森委員 そうすると、将来的には全域に対してのそういった指針なり、市町村における計画を考えているのか。

◎野々村危機管理部長 現時点では、普通の火災対策一般と同じでして、出火防止対策、延焼防止対策はこの地域の取り組みになっていくと思います。本来ですと、地震火災対策はハード整備が原則ですけれども、とても次の地震までには間に合いそうもないということがあって、今、ソフトだけでやろうとしております。ですから、ソフトで命を落とす危険性の少ない地区の方に対して、ソフト対策で何ができるのかということ、やはり出火防止ですとか、延焼防止に対する啓発になっていくと思っております。そういう意味で言うと、ここで作った指針ではなしに、一般的な火災対策の啓発を強化していくことになっていくと思っております。

◎西森委員 いずれにしても、火災を起こさないための対策は必要になってくるわけです。それは延焼するしないにかかわらず、人が生活しているところが燃えていくわけですので、やはり全体的な形でなくても、個別での対応ができる予算を考えていくことも重要じゃないかと思うんです。今回、500万円余りの四万十市への補助金ということですが、全県下にそういった耐震ブレーカーなりを設置しようとした場合にどれくらいの予算がかかるのか。ざっくりでいいです。

◎土居消防政策課長 本当にざっくりした金額になってしまいますけれども、たしか7億円から8億円だったかとは思っています。

◎西森委員 それで命が守れるということを考えたら、決して高いものではないと思ったりするんです。そういうことも今後ぜひ検討していただければと思いますけれども、どうでしょう。

◎野々村危機管理部長 今やっています重点地区の補助金、県の補助金だけですけれども、トータルすると5,000万円強になると思います。ただ、これは命を守るということでやっております。それ以外の地区になってくると、確かに家が燃え残ることは復旧に大きな効果がございますけれど、どうしても財産を守るという部分になってきます。ですから、同じやり方ができるかどうかは別としまして、今言われたことについても考えてみたいとは思っております。

◎吉良委員 より具体的にお聞きしたいんですけれども、この進め方の中にありますように、住民の不安がまず説明すると出てきます。しばらくしないと、そのために説明をして、対策計画を策定して、対策の実施というんですけれども、説明された住民としては、そう言われても何をしたらええんやと、まだ市も何も言うてこんかという思いもあるわけです。

具体的に各地域に対して、どのように説明していくのか。当面何をするのかがないといけないと思います。例えば、薊野西町は既に各街路に消火栓も配ったりして、すごく進んでいるわけです。そういう地域的な取り組みの差もありますけれども、まずは住民の不安、本当に町内会として何をするのかという思いがあるところに対して、どのようなことを現時点でお考えですか。

◎土居消防政策課長 地震火災対策の説明会につきましては、まだ細かな日程は市町村から連絡が来ていないので、いつ行けるという状態になっていないのが現状です。そうは言いつても住民に対してどのように説明していくかということで、今回、地震火災について県が指針をまとめたわけですけれども、まずその内容を説明したいと考えております。住民に取り組んでいただきたい中身はこの指針の中には書いているんですけれども、例えば出火防止の観点でも、地震が起きたときに、揺れる間は身の安全を守りましょうと。揺れがおさまったら火を消しましょうという、火を消す段階からお願いする形になっております。それと火を出さないために、電化製品とか電気器具、あとガス器具の安全機能が最近のものについてはついておりますので、そういった安全装置つきの器具に買いかえましょうといったこと。あと延焼防止の話で言うと、初期消火や地域で取り組む消火がありますけれども、そういった訓練に積極的に参加していただいて、そういう消火活動にもなれておきましょうといったことを説明したいとは思っております。

それと、県ではそういう説明をするんですけれども、この説明会につきましては県と市町村と一緒にやっていきます。市町村には、今回説明会でお願いするのが地震火災対策計画を策定するためのスケジュールを住民向けに説明していくようになっております。

◎吉良委員 うちの地域は、いつ県と市が来て説明があるんだということがわかるように、やはり早目に徹底していただきたいと思います。

それと、全県の具体的な世帯数がおわかりですよ。

◎土居消防政策課長 約2万3,000世帯です。

◎吉良委員 各地区ごとの世帯数の一覧表はありますか。

◎土居消防政策課長 きょうの資料にはついてはないです。

◎野々村危機管理部長 後で資料をお渡しします。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、危機管理部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。このうち、補正予算議案とあわせて説明があり

ました1件については省略いたします。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 それでは、「高知県強靱化計画（案）について」、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 それでは、高知県強靱化計画（案）につきまして説明します。資料につきましては、報告事項の赤のインデックス、南海トラフ地震対策課を見ていただきたいと思います。

まず、「強靱化とは」文字どおり強くてしなやかという意味です。内閣官房国土強靱化推進室の作成したパンフレットでは、事例としまして、強靱な肉体とは、風邪やインフルエンザにかかりにくい健康な体という抵抗力。そして、万が一かかったとしても症状が軽く早く回復できると解釈をしています。

概要の資料1ページ目、「高知県強靱化計画とは」をごらんください。私たちの暮らしや経済が、南海トラフ地震を初め大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を合わせ持つ強靱な県土づくりを推進するための計画です。県土の強靱化の観点から、県のさまざまな分野の指針となる計画でして、例えば、地域防災計画や社会資本整備総合計画など、強靱化を進める上での各種計画の上位に位置する計画となります。

最下段の左を見ていただきます。取り組みの経過に記載がございます。国においては、平成25年12月11日付の国土強靱化基本法の公布・施行を受けまして、平成26年6月3日付で国土強靱化基本計画を閣議決定しています。資料に記載はございませんけれども、同日付で国土強靱化地域計画策定ガイドラインが示されておまして、高知県強靱化計画はこの策定に関しますガイドラインに基づきまして策定しています。

資料中段、「高知県強靱化の基本的な考え方」です。大規模な自然災害が発生しても、①人命の保護が最大限図られること、②県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興、を達成することを基本目標としています。この基本目標につきましては、国県で表現に若干の違いはあるんですけれども、基本計画と同様です。また、国土強靱化の取り組みを地域活性化に効率よく結びつける必要がございますので、地域活性化を意識しながら強靱化の取り組みを推進するということとしています。

計画におきましては、南海トラフ地震を県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼすリスクとして設定しまして、最悪の事態を回避するための事前に備えるべき目標と施策の推進方針を定めています。次ページ以降で後ほど説明します。

「南海トラフ地震対策行動計画との関係」が資料中段、右になります。高知県強靱化計画は強靱化に関します他の計画の指針となるものです。このため、数値目標は設定しませ

ん。計画期間は、国の国土強靱化基本計画と同様におおむね5年ごとに見直すこととして
います。アクションプランとなります南海トラフ地震対策行動計画は数値目標をしっかりと
設定して、これまでと同様に、南海トラフ地震対策推進本部会議や幹事会でP D C Aサイ
クルを繰り返して、進行管理をしていくこととなります。高知県強靱化計画を5年ごとの
見直しとしますと、次期第3期の行動計画と同年度でございます平成30年に見直しを行う
こととなります。整合はとれることとなります。

次のページに進んでいただきます。最悪の事態を回避するための施策の推進方針になり
ます。本計画では、29の「起きてはならない最悪の事態」、資料で言いますと、1-1)
とか枝番号がついているものです。建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発
生から、次のページ、8-4)市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅におくれる事態
までの29項目をセットしています。国の基本計画につきましては45の起きてはならない
最悪の事態をセットしていますが、例えば首都圏での中央官庁機能の機能不全とか、
地域での計画では対象外となるものもございます。また、項目を整理統合しまして、高知
県強靱化計画につきましては29項目としています。この起きてはならない最悪の事態に対
しての事前に備えるべき目標が、1の大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最
大限図られるから、順次、2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅
速に行える。3ページ目の8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速
に再建・回復できる条件を整備する、までの8項目になっています。この8つの目標につ
きましては、国の基本計画と同様です。

この資料右側、施策の推進方針を書いています。個別のハード・ソフト事業につきまし
ては、施策の推進方針の中で出てまいります。例えば、資料の1-1)を見ていただきま
す。建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生という起きてはならない最悪
の事態に対して、住宅、庁舎、医療施設等の耐震化、家庭や事業所の室内の安全確保など
を推進方針として整理しています。それでは、施策の推進方針、上から主なものを見てい
ただきます。主なもの読み上げますと、1-2)では、防波堤、河川・海岸堤防、水門等
の地震・津波対策。1-4)では、ハード整備とソフト施策を組み合わせた土砂災害対策。
2-1)では、道路啓開計画の策定、あるいはミッシングリンクの解消。2-5)では、
災害時の医療救護体制の整備。次のページの6-1)では、タナスカの石油基地対策、災
害対応型S Sの整備。7-1)では、地震火災対策などになります。

前段でお話ししましたように、アクションプランとしては南海トラフ地震対策行動計画
を考えていますので、この高知県強靱化計画の指針に基づきまして、個別事業については、
行動計画で整理し、事業進捗に向けて進行管理をしていくこととなります。

今後のスケジュールです。1ページ目の取り組みの経過の下の県のほうを見ていただき
まして、7月7日、あすより、1カ月間パブリックコメントを行います。その後、8月中

に、南海トラフ地震対策推進本部会議を開催しまして、審議の上、最終決定とする予定です。

参考に、高知県強靱化計画（案）をお配りしています。案につきましての個別の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎加藤副委員長 強靱化計画をつくるに当たって、専門家からの意見聴取がありましたよね。あれはどんな状況ですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 個別の施策に応じて、例えば銀行協会に聞き取りを行うとか専門家の意見を聞くという対応をしています。あと、藤井内閣官房参与に、内容についても御相談をしてチェックをいただいています。

◎加藤副委員長 たしかスケジュールがずれ込んでいたように承知していましたが、いつごろお会いしてどんな御意見をいただきましたか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 個別の項目の中で、例えば金融とか、大事にすべき項目の御指導を受けています。

◎加藤副委員長 いつごろお会いして、どういう御意見をもらって、この計画にどう反映をされていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 策定から今まで3度ほど協議に行っていて、その都度、文章の表現、あるいは強靱化地域計画の中に盛り込むべき内容について御指導はいただいています。

◎加藤副委員長 私が申し上げたのは、当初の予定からずれ込んでいたと承知しているんですが、いつごろお会いして、どういうアドバイスをいただいて、どう反映しているかという質問ですが。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 最終6月に御相談に伺いまして、その中で項目の整理の仕方を御指導いただいています。個別に発生する事象のタイムラインに従って整理をしていた点がありましたけれども、例えば施策分野ごとに起こる事態を再度セットし直して、整理するほうがよろしいですよという御指導をいただいて、整理の手法が若干変わっています。

◎加藤副委員長 3度お会いしてアドバイスいただいたという答弁がありましたけれど、たしか去年の12月ぐらいの時点ではまだ1度もお会いできていない状態で会うスケジュールがずれ込んでいて、そしたらことしに入ってから3回お会いしたという認識でよろしいですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 昨年末に一度お会いしまして、今年に入りまして2度ほど協議させていただいています。

◎野々村危機管理部長 手元に資料がないんですけれども、整理して加藤副委員長にお返しします。昨年度に3回ほどたしか会って、いろいろ御提言いただいた、その内容について整理させていただきます。

◎加藤副委員長 別に個別に詰める質問じゃないんですけれども、私が申し上げたかったのは、去年の時点でなかなかお会いができなくて、スケジュールがずれ込んでいたのどうなったのかという趣旨です。しっかり整理をして御返答ください。

◎坂本（茂）委員 この最悪の事態を回避するための推進方針とインデックスの次のページにある横書きですけれども、そこの一番上に書いてあるのは、本計画では29の「起きてはならない最悪の事態」と、8つの「事前に備えるべき目標」を設定するという表現になっていて、この表を見ると、事前に備えるべき目標が上に来て、その中で回避すべき起きてはならない最悪の事態が29項目、小項目として来ているとしたら、むしろ8つの「事前に備えるべき目標」の設定と、29の「起きてはならない最悪の事態」となるのではないですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 計画の策定の仕方が、脆弱性の評価をします。そのときには、まず、起きてはならない最悪の事態をセットして、発生するものに対して事前に備えるべき目標をセットしていくやり方になりますので、まず回避すべき起きてはならない最悪の事態をセットして、それに基づいて目標をセットしていく流れで記載をしています。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ、南海トラフ地震対策行動計画への反映の仕方の部分で、これが流れの中で、例えば8月7日以降に本部会議を開いて最終決定する。それを踏まえてから、今度は行動計画の策定に入っていくことになるのでしょうか。行動計画の策定については、今の進捗状況などを踏まえて、並行しながらやっているという受けとめでいいのでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 行動計画の策定は並行して進めています。行動計画の次の目標をセットする段階に、県民世論調査の中で反映すべき項目も出てまいりますので、調査の結果を受けて、行動計画の中で反映すべきこと、あるいは、強靱化のアクションプランとして盛り込まなくてはならないことを含めて作業していくことになると思います。

◎坂本（茂）委員 最後ですが、説明の中であったと思いますが、県民世論調査は大体いつごろ実施されますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 大体9月ぐらいに結果が。

◎坂本（茂）委員 県がやっている全体の中に盛り込むということですか。これだけを取り出してなんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 その結果を受けて、行動計画に反映すべきことがあります。地震に関係して調査を出します。

◎桑名委員 これまで高知県では南海トラフの行動計画があって、今度は基本になる強靱

化ということで、本来ならば、上位から決まって下におろしていくんですが。これも方向性は間違っていないと思うんですけども、抜け落ちたところをこれからしっかり見つけてやってもらいたい。1つ例をとってみたら、先般、業務概要委員会でも言ったんですけども、各団体とのいろんな災害協定を各部署がやっていると思うんです。でもそちらで取り組みまとめ切れていないと思うんですが、例えば、先般、東福祉保健所へ行って、今度JAの医療関係の総合訓練をする。その中で、柔道整復師会の人に聞いたら、そこも医療体制の中で協定を結んでいて、DMATなんかは命のトリアージをしていくわけですけども。かと言って、手を折った人がぶらぶらしていたら、それは痛いだろうからうちが助けますということをやっているんですが、よくよく聞いたら今まで1回も訓練のお声がけをいただいたことがないということで健康政策部、地域福祉部にも言ってますけれども、計画はどんどん立ててすばらしいものができるけれども、抜け落ちたところがまだまだあると思うんです。せっかく災害協定を結んでいるけれども、1度も防災訓練なんか呼ばれたことがないところが私もいろんな団体に聞いてみたらあるんです。そういったところをどうするか。上位法をつくるのもいいですけども、もう一回見詰め直してやるということもお願いしたいと思います。これは要請です。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 行動計画のほうアクションプランになりますので、その中でしっかりとできていることできていないことを抜け目も含めてチェックして、進めていくことになるかと思います。

◎西森委員 1つだけ教えてください。地域防災計画との関連はどういう形でとらえればいいでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 一応、地域防災計画も強靱化に資する計画ですので、その上位計画にこの高知県強靱化計画は位置づけにはなりません。強靱化計画の中を含めて、例えば地域防災計画で見直しが必要となる事項が出てくれば、地域防災計画の見直しをかけていく作業が必要になってまいります。

◎上田（貢）委員 1点だけ。強靱化の計画の中には最悪の事態を回避するためということで、政府系研究機関とかいうものの一極集中の分散化ですよ。各自治体手を挙げてくださいというのがあるわけですよ。高知県の計画にないですが、その辺どうなっていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 東京一極集中の解消につきましては、地域活性化の議論で特に表に出て議論されているかと思っています。

◎上田（貢）委員 そちらにはエントリーするつもりはあるんですか。

◎野々村危機管理部長 地域活性化の計画で、東京一極集中是正をやっておりまして、強靱化の計画の中にそこまでよう入れてないです。国もそこまでは整理し切れていません。ただ、今言われた手を挙げるのかどうかという政策判断については、そこまで把握してい

ません。

◎大野委員 推進方針の中に施策の推進方針があって、ダム、ため池の耐震化とあるんですけれども、今、高知県で耐震化がされていないダムがまだあるんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 ダムにつきましては、国、県が管理しているダムを含めまして、本体部分については耐震性能照査ができ上がっていると把握しています。附属施設の性能照査が若干残っているところがあるので記述を入れています。

◎大野委員 附属施設とは。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 例えば、ゲートとか電気設備とか、本体の構造の安全性以外のダムを管理する上での附属施設がございます。そういう施設の耐震性能の照査も必要になってまいります。

◎加藤副委員長 桑名委員の漏れているところということにも関連してくるんですけれども、例えば国の国土強靱化基本計画の中に都市とか住宅なんかの建物の対策として、火災、耐震化という項目がありますよね。その中で老朽化したマンションを建てかえる、あるいは古くなった家をリフォームすることで建物の安全性を高めていくことが盛り込まれて、その中にCLTの活用も入っているわけですから、ぜひ県でもそういう検討をしたらどうか。上位に来る計画に、そういう観点も入れていったらどうかと思うところですが、検討はどんな状況ですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 資料の1ページ目の一番下の左のほうを見ていただきまして、国もアクションプランをつくっています。国土強靱化アクションプラン2015ができています。この中にはしっかりと目標が設定されています。この目標も含めて国土強靱化のアクションプランである行動計画にセットしますので、先ほど言いました国のアクションプランの中に記載されているものについても含めて、強靱化のアクションプランとして取り上げていくことになるかと思えます。

あと、CLTですけれども、地域活性化に資する県土強靱化の取り組みの例として、別紙で記載しています。60ページになりますけれども、CLTを活用した建築物の推進ということで、CLT工法の普及による新たな木材需要の創出とか、林業・木材産業の活性化というところです。

◎加藤副委員長 いろんな取り組みがスタートして、この計画も第1弾ですので、今さっきの専門家の御意見もそうですけれども、さらに充実したものに今後していただければと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎依光委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 健康政策部の議案は1件で、保健衛生総合庁舎改築主体工事を施工するための請負契約の締結について御審議をお願いするものです。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、部で所管します審議会の開催状況についてです。お手元のA4横の平成27年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。この一覧表のうち平成27年2月定例会開催以降、7月5日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成27年7月と書いています、高知県医療審議会など8件ございます。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載しておりますので、御確認をお願いします。また、各審議会の委員名簿につきましては、資料の後ろにつけてあります。

以上で、説明を終わります。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎依光委員長 健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中島健康長寿政策課長 当課からは、第16号、保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案の審議をお願いいたします。

お手元の資料③、条例その他議案の96ページをお願いします。第16号議案、保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案です。契約の概要につきましては、一般競争入札を行いまして、契約金額22億5,504万円で大林・ミタニ特定建設工事共同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成31年1月31日となっております。

青色の健康政策部のインデックスの資料の1ページをごらんください。北庁舎の横にございます保健衛生総合庁舎につきましては、築後40年以上が経過しておりまして、平成20年に実施しました県有建築物の耐震診断の結果、倒壊または崩壊する危険性がある建物であることがわかりまして、現地での建てかえを行うこととしました。庁舎改築の基本的な考え方につきましては、このページの一番上に記載しています。

まず、南海トラフ地震への備えとしまして、有害物質や感染症等の検査研究機関であります衛生研究所が入る庁舎として、災害時にも速やかに対応できるよう、庁舎の耐震性と安全性を確保するため改築を行うこととしました。また、高知市棧橋通にあります環境研究センターが津波想定長期浸水区域内にありますことから、新庁舎の整備にあわせまして、こちらに移転することとしております。

次の、現庁舎の敷地内における改築ですが、有害物質や感染症等の検査研究を行う衛生研究所のセキュリティー確保や周辺への配慮を考えると、別の場所への移転や仮移転が困難でありますため、現在の敷地内で建てかえることとしました。加えまして、建築基準

法等に基づきます用途規制の中、最大限の床面積を確保するとともに、衛生研究所が現庁舎を使用しながら改築できるよう、一番下のスケジュールにありますとおり、1期工事、2期工事と工期を2期に分けて建築してまいります。

次の3番目、セキュリティーの確保及びプライバシーの保護としては、衛生研究所、環境研究センターが配置される検査区域とその他一般区域をセキュリティードアで区分するなどによりまして、セキュリティーを確保することとしております。また、精神保健福祉センターを訪れる方に配慮して、専用出入口を設置するなど、プライバシーの保護にも配慮しております。

4番目の景観や環境への配慮としましては、高知城周辺ということから、外観を初め、景観や環境に配慮した施設として整備いたします。

次に、真ん中の設計の概要です。施設の構造は、通常の鉄筋コンクリートよりもはりの強度を高めるプレストレスト鉄筋コンクリートづくり、PRCとしまして、6階建ての免震構造にいたします。また、この庁舎敷地の津波浸水予想高は最大で28センチと想定されておりますので、この高さに対応できるよう庁舎部分の地盤のかさ上げも行うこととしております。また、各室の配置では、現庁舎に入居しております精神保健福祉センターや後期高齢者医療広域連合事務局などの団体、そして約100名を収容できる大会議室を1階に配置して来庁者への利便性を確保するとともに、衛生研究所と環境研究センターは2階から4階にかけて配置し、先ほど説明したとおり、セキュリティードアの設置等によって一般外部からの侵入はできないようにします。5階には施設全体の共用会議室や図書室、備蓄倉庫、休憩室などを配置しまして、6階部分は、屋上に出入りするためのエレベーターや階段の入るペントハウスとなります。駐車場は34台を確保することとしております。また、1期棟の2階屋上に整備する予定の自家発電装置の重油タンクにつきましては、3日間の稼働を想定しております。以上が工事の概要でして、概算工事費としては、監理委託料及び消費税を含めた額で約41億円程度となります。工事期間につきましては、既存施設の解体工事や史跡等の埋蔵文化財の調査期間等も含め準備期間を含む十分な工期を確保し、第1期棟の工事と第2期棟の工事合わせて約4年間、46カ月を見込んでおります。順調に進めば、平成30年度末にはすべての機関が入居できる予定です。

続きまして、資料の2ページをごらんください。これは庁舎の南西側、お城のすべり山の東側あたりから見た外観図です。中央は第2期工事による部分で、右側、高知城に面する南面には、黒っぽいいぶし調タイルを採用して、景観にも配慮しております。また、中央よりも左側奥に見えている建物が第1期工事による部分でして、さらにその奥に警察本部の庁舎が位置することになります。

続きまして、3ページをごらんください。これは平面の配置図です。上が北側になっておりまして、北側には県警の本部、右の下側には県庁北庁舎という位置になります。図面

中青い丸印がエレベーターの位置でして、南側には一般乗用のエレベーター1台で、真ん中ぐらいにあります搬送用1台を整備することによりまして、動線を分けてセキュリティを確保しております。また、左側には上の赤い三角が精神保健福祉センターの専用出入り口でして、下の赤い三角のついた正面入り口とは別にして、精神保健福祉センターを訪れる方へのプライバシーに配慮しております。

続きまして、最後の4ページをごらんください。保健衛生総合庁舎の整備計画につきまして、簡単なイメージ図をもって説明させていただきます。この立面図は、各機関が入居する配置図となっております、建物の東側から見たイメージとなっております。右端には①から⑩までとして、第1期棟と第2期棟工事の作業手順を示しております。まず一番上の図ですが、左手の既存庁舎の右、方角で言えば現庁舎の北側にある機械棟の中の設備を現庁舎の1階スペースに移して、その機械棟と2階建て駐車場を解体した後、埋蔵文化財の調査を行い、階段状になりました1期棟を建設します。1期棟が完成しますと、既存庁舎棟から衛生研究所が移転するとともに、その他の機関には一たん別の場所に仮移転してもらいます。その後、既存庁舎棟を解体しまして、再び埋蔵文化財調査を実施した後、2期棟を建設します。真ん中の図のように、まず衛生研究所の一部が最終配置場所に移ることとなります。そして、1期棟の1階部分の内装を手直ししながら、環境研究センター等が順次入居しまして、最終イメージは、一番下の形になります。

以上で、健康長寿政策課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 自家発電なんかの重油タンクがあるんですが、災害の折なんか、ここは耐震構造のビルで、ここへ避難をする方もおいでと思うのですが、水はどのぐらいのタンクを用意する予定ですか。当然、保健衛生庁舎だったら新鮮なきれいな水が飲めるだろうと、皆さん思ってここへ集まってくると思います。

◎中島健康長寿政策課長 詳細なデータはすぐ説明できませんけれど今確認しますと、1日分程度の水は確保しているということです。

◎浜田（英）委員 自家発電も3日ぐらいということで、ちょっと心もとないと思っています。それから、水も十分に確保していないと、長期浸水、あるいは水道管の断裂で水が大変重要だということは十分承知だと思いますので、できるだけ屋上にタンクを据えていただいて、できれば10トンとか、そこら辺は要るんじゃないかなとは思っています。それからいろんな災害の後の検査をするとき、検査所で新鮮な水をいっぱい使うでしょう。そんなことでかなり水は必要な庁舎だと思います。その点、抜かりのないように、しっかりとした飲み水等を含めて屋上にタンクを設置して対応していただけるようお願いしておきたい。

◎坂本（茂）委員 関連ですが、屋上に設置するのは揺れの関係から不安があると思うん

です。この地域自体は多少の浸水はあっても、盛り土もしてそれに対応するという事ですから、長期浸水もないとしたら、むしろ地上に貯水タンクなりを構えておくほうが揺れの対策の関係で言うと屋上に置くよりはいいんじゃないかと思います。ただ浜田委員が言われたように、水をどれだけ備蓄、通常使いながら、一たん揺れたらそこで、貯蔵できる仕組みにすればいいと思うんですけれども、どういう形で貯水機能を持たすかは重要ではないかと思います。

それと屋上等には太陽光パネルとかは検討はされていないでしょうか。自家発電はガソリンではあるんですけれども、日常も含めて太陽光の発電は考えていないでしょうか。

◎中島健康長寿政策課長 今、計画はしていません。

◎坂本（茂）委員 それは余りメリットがないという判断のもとなのか。どういうことなんでしょうか。

◎中島健康長寿政策課長 屋上のスペースの問題です。設置するスペースがないということで、太陽光パネルの設置は見送ったということです。

◎坂本（茂）委員 場合によっては壁面を使ったりとかいうところもあったりはするんですけれども、できるだけ県の施設から再生可能エネルギーを使っていくのは必要じゃないかと思います。今さらそういうことが検討できるのかどうかはわかりませんが、御検討いただいたらと思います。これは要請です。

それと、環境研究センターが移ってくるわけですけれども、栈橋の総合保健協会とかと今一緒にいますよね。あの建物自体は総合保健協会に使ってもらう形になりますか。

◎中島健康長寿政策課長 今のところ、総合保健協会が、そのまま環境研究センターが移転後も使う予定しております。

◎西森委員 配置図を見ると、今よりも随分駐車場が少なくなっていると感じるんですけれども、実際はどうでしょうか。

◎中島健康長寿政策課長 現状は、公用車が7台で外来用が17台でして、職員用は裏の自走式の駐車場で直近の貸し出しの許可実績は25台の職員用の貸し出しの実績がございます。外来は1台ふえる。

◎西森委員 環境研究センターがこっちへ移ってくるわけですが、それも十分対応できるという考え方でいいですか。

◎中島健康長寿政策課長 今の栈橋通に環境研究センターが所在しております関係で、移転後は高知市の中心部に位置しますものですから、基本的には職員に公共機関等の利用をお願いしたいと、これまでも所属には随時説明してまいりまして、何年か先にはなりますけれども、一たん必要な台数等を調査させていただいて対応していく形にはなろうかと思っております。どうしても敷地自体が最大敷地面積、建物をとってしまいます関係でパイがございませんので、今のところそのような計画の中でおさまるようお願いはしております。

◎吉良委員 現在入居なさっている、P R I N K、そのほか入居団体の建設期間中の場所と、その後、戻ってくるのかどうなのかお教え願いたいですが。

◎中島健康長寿政策課長 P R I N Kにつきましては、平成30年5月に完成する予定の高知県立塩見文庫の建てかえ後に入居する予定であると聞いています。ただ、今入っておる各種団体につきましては、仮の入居について、どこへ移転されるかはまだ検討中ということで、個別の仮移転先は今まだ把握はしておりません。

◎吉良委員 ぜひ相談にも乗って、継続的にその団体の運営ができるようによろしく願いしたい。

◎坂本（茂）委員 関連ですが、仮移転先の確保については県がきちんと相談に乗って責任を持って対応するというのでいいんですか。

◎中島健康長寿政策課長 P R I N Kのような事情がある団体もありますけれども、今入居されておる団体につきましては、基本的には衛生庁舎の完成後に入っていただくよう調整しております。

◎坂本（茂）委員 入ってもらうので、その間の仮移転先の確保に向けて県も一定相談を受けながら、責任を持って確保に努めていくという姿勢でいいんですか。向こうの団体に任せっ放しですか。

◎中島健康長寿政策課長 庁舎の関係機関との入居先については協議はしてきておりますけれども、基本的には仮入居の、具体的なあっせんまでは、今回の庁舎の関係での建設については当方からはしていません。

◎坂本（茂）委員 場合によって確保できなかったときにどうするんですか。そこの団体の運営ができなくなったりすることはないんですか。

◎中島健康長寿政策課長 各団体を所管する課室のほうで責任を持って対応することとしておりますけれども、仮移転先についてはまだ検討中の段階で把握はしておりません。

◎坂本（茂）委員 所管部局であれ、おたくの課であれ、県が責任を持ってやるんですかということを知っている。所管の課が責任を持ってやるならそれでいいわけです。

◎中島健康長寿政策課長 県が責任を持って入居先については調整するようにはしております。

◎依光委員長 ほかに。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎依光委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について、地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑

は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 地域福祉部が審議をお願いします議案につきましては、一般会計補正予算1件と条例議案2件の合計3件です。

まず、平成27年度補正予算の御説明をいたします。議案②と書かれました議案説明書(補正予算)の6ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、市町村があったかふれあいセンターなどを活用して取り組む介護予防日常生活支援サービスの提供や認知症カフェの設置、さらには、リハビリテーションの視点を取り入れた介護予防プログラムの提供などを県として積極的に支援するため、766万円の増額補正をお願いするものとなっております。

次に、条例議案は2件の議案の審議をお願いしております。議案③と書かれております、高知県議会定例会議案(条例その他)の裏の目録をごらんください。第11号議案の高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案及び第12号議案の高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案につきましては、いずれも根拠となります政省令の一部改正に伴い必要となる条例改正を行うものです。

また報告事項が1件ございます。昨年末に香南市で起こりました虐待による児童の死亡事件につきまして、県市の合同設置によります児童虐待死亡事例検証委員会から提出されました報告書についての御報告です。

最後に、部で所管しております審議会の開催状況ですが、お手元の資料A4横の平成27年度各種審議会におけます審議会経過等一覧表という資料をごらんください。2ページ目までが開催状況の一覧です。平成27年2月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は右肩の欄に平成27年7月と書いております、高知県社会福祉審議会の地域福祉専門分科会など6件となっております。そのうち主なものを説明させていただきます。

まず、1ページ上から2つ目の高知県社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)につきましては、平成27年6月5日に開催しまして、今年度策定する予定となっております第2期高知県地域福祉支援計画について審議を行いました。次に2ページ目の一番下の社会福祉法人来島会南海学園身体拘束ゼロ推進委員会です。こちらは5月の業務概要委員会でも御報告させていただきましたが、南海学園が開催する身体拘束ゼロに向けた検討委員会となっております。業務概要委員会以降、6月23日に開催されておまして、身体拘束の解消に向けた必要な支援や体制整備などについて御議論いただいております。県主催の審議会ではございませんが、今後は各審議会の審議経過等一覧表の中で開催状況を報告させていただきます。

その他の審議会などにつきましては、お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項など、

また、その審議会等を構成する委員の名簿につきましては、資料の後ろにつけています。そのほかに付託案件ではございませんが、平成 26 年度高知県一般会計事故繰越繰越事業報告がございます。

私からの説明は以上です。詳細は担当課長から順次御説明をさせていただきます。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈高齢者福祉課〉

◎依光委員長 高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 当課からは、一般会計補正予算 1 件と条例議案 2 件でございます。

まず、一般会計補正予算です。資料②議案説明書（補正予算）の 7 ページをお願いします。右側の説明にございます、1 地域包括ケア推進事業費の介護予防等サービス拠点整備事業費補助金につきましては、介護保険制度の見直しに伴い、平成 29 年 4 月までにすべての市町村で要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護と通所介護について新しい総合事業への移行に着手することが必要となっており、あったかふれあいセンターなどを活用したサービス拠点の整備を行うため、2 月補正で予算を計上しておりましたが、この 4 月から 5 月にかけて市町村ヒアリングを実施したところ、早期移行に向けて、あったかふれあいセンターを活用したサービス提供に取り組む市町村がふえましたことから、増額補正をしようとするものです。あわせて、あったかふれあいセンターにリハビリ専門職を派遣し、職員のスキルアップを図るための経費を計上しております。こうした取り組みを通じまして、あったかふれあいセンターの機能強化を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる高知型福祉の実現を目指してまいります。

次に、2 認知症高齢者支援事業費の認知症カフェ普及推進事業費補助金ですが、認知症カフェにつきましては、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいて平成 30 年 4 月までに市町村が地域の実情に応じて設置することが目標として明示されました。

このため、あったかふれあいセンターと認知症の人と家族の会が連携した認知症カフェ設置のモデル事業に取り組み、御家族の介護負担の軽減につながるよう、県内に普及定着を図ってまいります。

次に、条例改正議案について御説明します。資料④の議案説明書（条例その他）の 4 ページをお願いします。まず、下段の高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例です。本条例は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、引用規定の整理をしようとするものです。

次に 5 ページをお願いします。2 つ目は、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例です。本条例は、国が定めております指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、

改正前の介護保険法における介護予防訪問介護と介護予防通所介護の事業の人員、設備及び運営等に関する基準に係る規定を準用している条項の整備を行うために必要となる改正を行うものです。

次に、付託案件ではございませんが、事故繰越がございましたので御報告をさせていただきます。平成26年度高知県一般会計事故繰越繰越事業報告の5ページをお願いします。左の欄の科目の2、高齢者福祉費の説明欄にございます老人福祉施設支援費につきまして、補助金2億3,700万円余りを事故繰越しました。補助件数は2件となっており、いずれも第5期介護保険事業計画に位置づけられた介護施設の整備です。1件が宿毛市にございます特別養護老人ホーム豊寿園ですが、くい打ち工事を行おうとしたところ想定外の軟弱地盤があり、追加工事が発生したことなどにより工期がおくれたもので、7月25日が竣工予定となっております。もう1件は、高知市にございます地域密着型特別養護老人ホーム桂浜彩光園です。地元調整に日時を要したことやくい打ち工などの人手不足により工期がおくれたものです。こちらは8月下旬に竣工予定となっております。

高齢者福祉課からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 認知症カフェ普及推進モデル事業については、認知症の人と家族の会高知県支部に補助するということですが、実際、設置するのはそのの社団法人だけなのか、あるいはそこが受けてどこか何カ所かでやるのか、その辺の具体的な実施の仕方について教えていただけますか。

◎中村高齢者福祉課長 今回の補正予算に係るものにつきましては、あつたかふれあいセンターを活用して認知症カフェを広げていこうという取り組みでして、これまで認知症の人と家族の会につきましては、各地におきまして介護者の集いを開催してきております。そのノウハウを活用して、あつたかふれあいセンターにおける認知症カフェの設置を推進しようとするものです。

◎坂本（茂）委員 何カ所ぐらいで。

◎中村高齢者福祉課長 想定で5カ所程度です。

◎坂本（茂）委員 それと、一方で介護予防サービスの拠点整備事業費の補助金は定額で5市町村ということですが、これは5つの市町村でどういう整備をされるか。トイレの改修とかと聞いていますけれども。

◎中村高齢者福祉課長 今回、補正予算に上げておりますものにつきましては、おふろ場の改修、台所の整備、職員に対する研修事業などとなっております。

◎坂本（茂）委員 拠点整備事業で職員の研修をやるんですか。

◎中村高齢者福祉課長 この補助金につきましては、ハード整備とソフト整備両方を補助するようにしております。今後、要支援者等の受け入れに当たりまして必要となる職員

のスキルをアップさせるための研修等に使っていただくこともできるようになっております。

◎坂本（茂）委員 一方で介護予防のスキルアップ事業もあるわけで、そっちは介護予防に限定されているけれども、片方はそれに限定されることなくあったかふれあいセンターの職員のスキルアップ、研修であれば何でもいいということでもいいですか。

◎中村高齢者福祉課長 新たにとりました補正予算につきましては、リハビリテーションの専門職の派遣ということで行っておりまして、今回、地域支援事業の見直しに伴いまして、一般介護予防事業等に専門職の視点を取り入れて行っていくのが、非常に重要になっておりますので、そこは特化して行っていきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 関連です。サービス充実に向けた試行的な取り組みとは、具体的にはどんな取り組みですか。

◎中村高齢者福祉課長 具体的に今出ておりますのが、試行的取り組みということで、ふさわしいものは出てきていないですけれども、例えば、このサービスに当たって必要となる取り組みなんかを想定しております。

◎浜田（英）委員 現場でいろいろ手探りの状態の中で、これをやってみたいと、やって余り効果がなかった場合は、もうやめてみようというのも手探り状態の中での試行的ということですか。

◎中村高齢者福祉課長 そうです。市町村によっては、まだ準備段階のところもございますので、とりあえず総合事業として取り組めるかどうかを試行してみることにしても、補助をしようとしております。

◎浜田（英）委員 地域によってニーズも違いますから。いろんな取り組みをしていくことはよく理解できますけれど、もうちょっと具体的に聞きたかったので質問させていただきました。頑張ってください。

◎大野委員 浜田委員と同じような質問ですけれども、具体的にはまだ決まっていないということですが、リハビリテーションの専門職員等というふうに、どこら辺の範囲まで想定されているかをお伺いしたいのですが。

◎中村高齢者福祉課長 今回につきましては理学療法士を主としておりまして、もし可能であれば作業療法士についても派遣をと考えております。

◎大野委員 ということは、理学療法士、言語療法士、作業療法士ぐらいの範囲を想定されている。それ以上はないということですか。

◎中村高齢者福祉課長 今回、補正予算に上げております部分につきましてはそうです。

◎吉良委員 全く素人のところに、こういう事業を導入せざるを得ないということ自体が非常に問題です。先ほど答弁でできなければ撤退してもいいなんていうことで、果たして今の県民の介護にかかわる需要にこたえられるのか、非常に答弁については疑問です。各

市町村で認知症を含めてどのような要支援 1、2 を含めて必要な人員がいるのか、それに対応して、どの地域のどこでその受け皿をつくっていくのかということは、県として、当然それはカウントしてやっていかないといけない、市町村に対しても指導していかないといけない内容だと思うんですけども、それについてはどうですか。

◎井奥地域福祉部長 1 番目の介護予防サービス等拠点整備事業につきましては、現在、あつたかふれあいセンターにはコーディネーターとスタッフという形で常時 3 名から 4 名の職員がおります。ほとんどの職員が、介護福祉士なり看護師なり何らかの資格を持っています。そういう有資格者が、今度の新しい総合事業、要支援者のサービスが介護予防に切りかわりますけれども、そうしたときに、専門的な知識を若干足してあげれば、あつたかふれあいセンターでやってきてノウハウを生かそうとするものです。

認知症カフェにつきましては、これまでセンターの職員に認知症についての中期的な研修をやっておりました。それを総合的な研修、専門研修に切りかえることによって、あつたかふれあいセンターを活用した認知症の方と家族の居場所づくりにつなげようとするものです。いずれにしても、認知症カフェにつきましては、平成 30 年 4 月までに全市町村が移行することが目標としてオレンジプランに書かれております。県としても、そういう部分について何もしないということにはなりませんので、せっかく今までやってきたあつたかふれあいセンターの取り組みをうまくそういう制度改正に乗せるために、試行的というのが前面に出ましたけれども、実質的にはそういうものを今から順次やっていこうと。現在、認知症カフェにつきましては、認知症支援専門員からそういう形で実際委託しようとするところは 4 つぐらいございます。そういうところへの手助けにもなりますし、平成 30 年までは、いろいろ試行的に様子を見ようというところを、来年度を待つんじゃなくて、県で積極的に前倒して、今から準備していく経費になっています。対象の補助金は家族の会になっていますけれども、家族の会は県下の 17 市町村に各支部の団体がございます。そちらには一定そういう家族で家庭で見守りをされている家族のニーズとかは把握しておりますので、データ化してそれを活用して、あつたかふれあいセンターでできるところから順次、チャレンジ的な取り組みという形で前向きにやっていこうと取り組むものです。

◎吉良委員 取り組みを余儀なくされて一生懸命やっているのは非常によくわかるわけですが、いずれにしても、やはり事故を心配するんです。これはあつてはならないことですので、研修事業も行っていますけれども、充実した研修で、県民の負託にこたえられるような体制になることを要請しておきますのでよろしくをお願いします。

◎井奥地域福祉部長 特にリハビリテーションの視点を入れた新たな取り組みにつきましては、委員から御指摘がありますので、試行的に職員にそういうプログラムをもって実際サービスを提供して介護報酬をいただいている理学療法士会なんかとも相談しながらやっていこうと、この辺は留意してやってまいりたいと考えております。

◎依光委員長 よろしいですか。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部の議案を終わります。

◎依光委員長 暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時53分～13時0分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、地域福祉部より1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

〈児童家庭課〉

◎依光委員長 それでは、「児童虐待死亡事例検証報告書について」、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 赤の児童家庭課のインデックスのページをお開きください。さきの5月の業務概要委員会で御報告をさせていただきました、香南市で発生しました児童虐待死亡事例に係る検証委員会の検証報告書について御報告します。

県と高知市で設置した検証委員会から、中央児童相談所及び高知市の子ども家庭支援センターを初めとする関係機関による対応などにつきまして、徹底した検証を行い、6月中旬の裁判での事実関係を含め内容を精査した上で、6月30日に高知県及び高知市に報告書が提出をされました。

報告書では、高知県に対し、児童相談所と関係機関との情報共有のあり方や、適宜適切なアセスメントの実施などについての課題と高知市との連携のあり方などについて改善が必要だとの御指摘をいただいております。

一方、高知市に対しては、子ども家庭支援センターの基本的機能や人員体制の脆弱さ、要保護児童対策地域協議会の運営についての課題などが指摘されています。こうした課題を踏まえ、検証委員会からさまざまな提言をいただいております、お手元の資料にまとめております。

児童相談所に対する提言は、アセスメントに関する事項、情報収集とその共有のあり方、家族再統合プログラムの適切な利活用、市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援といった4つの項目から成っています。

まず、1点目のアセスメントの重要性の再認識につきましては、アセスメントに際して、生育歴などを含めて十分な調査・分析を実施した上でアセスメントを行い、総合的な見立

てや判断を行うこと。さらには、措置解除などの検討を行う事前の段階で、児童福祉施設や市町村等との協議を行う場を確保することや、措置解除あるいは相談対応の終結を判断する際には、市町村や保育所、学校などからも意見書の提出を求め、判断に当たって有効に活用することなどの提言をいただいております。今後は、児童相談所の職員がアセスメントを実施する際に、事前の十分な調査・分析を行った上で、総合的な見立てや判断を行うことをルール化してまいります。また、児童相談所が措置解除等の意思決定を行う際には、事前に関係者間で意見交換を行い、その内容を反映できる仕組みを早急に構築してまいります。

2点目の支援機関からの具体的かつ多面的な情報収集と質の高い情報を共有することにつきましては、情報共有と見立ての乖離といった状況がありましたので、直接の面接や個別ケース検討会議などにおいて得られた情報の内容について、関係機関で精査を行い共有を図ることや、児童相談所として市町村が遠慮なく相談のできる環境づくりを心がけることなどについて提言をいただいておりますので、児童相談所と関係機関との会議を開催する際のルール化を図りますとともに、出張児童相談所の取り組みなどによって、市町村との顔の見える関係づくりを進めてまいります。

3点目の家族再統合プログラムの効果と限界を踏まえた援助につきましては、プログラムの実施による効果、具体的な改善状況についての判断を行う際には、児童福祉施設の職員等からの丁寧な意見の聞き取りなどを行い、適切な評価に努めることなどについて提言をいただいておりますので、直ちに実行してまいります。

最後に、市町村の要保護児童対策地域協議会への県の積極的な支援につきましては、県は高知市に対して重点的な支援に取り組むこと、他の市町村においても同様にその充実強化を図るよう取り組むことなどの提言をいただいております。

児童相談所では、4月から市町村のケースの進行管理のあり方への助言や、庁内の連携体制の確立について、中央児童相談所に配置をしました専門職を中心に市町村支援に努めているところです。あわせて、市町村とともに地域の関係者を含めた支援機関などとも連携して、子供を見守る仕組みづくりなどについても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県と高知市の連携のあり方について、基本的な事項として、両機関とも叔母のリスクなどを見逃し、結果として身体的虐待を発見できなかったことなども踏まえ、家族状況などを十分に把握した上でのアセスメントや、第三者的な立場の者を入れたアセスメントを実施するなど、双方が総合的な視点に立ち、アセスメントに基づく見立てを行うことを求めています。

また、具体的な連携のあり方として、両機関が直接的な情報交換などを細やかに行うことや、同行訪問によって緊密な連携を深めること。中央児童相談所が意思決定をする際に、

事前に両機関が意見交換できる仕組みを早急に構築することなどが提言されております。こうした提言につきましては、両者で課題意識の共有を図りながら、しっかりとした取り組みを進めていく必要があるものと考えており、8月に開催されます県と高知市の連携会議の場なども通じまして、具体化を着実に進めてまいります。

高知市につきましては、要保護児童対策地域協議会のあり方について、その活動内容の充実強化に向けた提言と、児童家庭相談体制の強化等として、人員体制の抜本強化と市内連携体制の強化などが提言されています。

今後は、提言内容につきまして県市が連携して、スピード感を持って着実に実行してまいりますとともに、県市の取組の進捗状況につきまして検証委員の皆様へ検証していただくこととしております。子供にかかわる市町村を含めたすべての支援機関とともに、子供の安全と最善の利益を最優先に取り組むという基本姿勢を改めて徹底し、全力を挙げて取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 今回はなかなか難しいケースだったと思うんです。私は要保護児童対策地域協議会ができたときに大変期待をしていました。地域は地域で守っていくということもあろうかと思えます。ただ、ここが余り機能していなかったという報告だったと思えますが、本来の協議会の役目と、この子供に係る個別ケースの会が3回あったんですけれども、ここではどんなことが話し合われてきたのか教えていただけますか。

◎森児童家庭課長 要保護児童対策地域協議会というのは、先ほど委員がおっしゃられたように、地域で個々の子供のケースをじっくり見ていって、進行管理もきちんとやっぴいこうというものになっております。この要保護児童対策地域協議会の充実ということと言うと、各市町村ごとに、そこは濃淡があるということになります。高知市の場合は、非常に人口も多い、ケースも多いということで、実務者会議等で話し合われる内容が、例えば新規ケースの内容とか、ケースが終わった内容についての報告に偏っていたという状況がございまして、今回のこのケースについてもその場で、実務者会議の場で議論されることは実態としてはございませんでした。委員がおっしゃられた個別ケース検討会議が3回開かれたということですが、その3回は、高知市が当初、平成23年12月ぐらいからこの子供にかかわっていた中で、児童相談所に平成24年2月にケースを送致しましたが、その間に3回開かれたものです。なかなか厳しい状況で、児童相談所に一時保護等を要請するのが必要だろうという議論がそこでされたということです。それ以降、高知市では、個別ケース検討会議については、ケースが高知市に戻った後等については開かれていなかったという状況になっております。

◎桑名委員 ただ高知市の場合、これからこれを改善するということですがけれども、この

報告書にもありますが、進行ケースが700件から800件ぐらいある中で、これから専門性を高めるといっても、一つずつ検証することはなかなか難しいと思うんですが、そのところはどのようにクリアしていこうとしていますか。

◎森児童家庭課長 まず、個々を見ていく職員体制が脆弱であったという御指摘がありますので、そこがまず改善する点にもなろうかと思えます。

あと、実際に地域で個別ケースを進行管理し子供の状況をよく把握していくということで行くと、高知市を一つの区域で見ていくのは、なかなか厳しいものがあると思います。

今回の提言の中でも、中学校区を一つの単位として実務者会議を分割したようなところの中で検討していくべきではないかといったことも事例として挙げられておりますので、そういったことの実現に向けて、県と高知市とで話し合いをしながら、子供がよく見ていけるような体制を一緒につくってまいりたいと考えております。

◎桑名委員 それをぜひ進めてもらいたいと思います。高知市は大きいので、一つのケースが埋もれてしまうというのが今回のケースだったと思うし、ほかにも埋もれてるやつがあると思うんです。ただ校区ごとにすると高知市の負担も大きくなると思うんですけれども、実際これから高知市と協議に入っていくと思うんですが、一気にすべての校区に1つずつ会合をつくっていくイメージなのか、一つずつできる校区からやっていくのか、どんな形で進めていくんですか。

◎森児童家庭課長 その点につきましては、高知市がどのようにお考えになるのかというところがまず1つございますので、そういったことも含めて、これから高知市と十分議論をしていきたいと考えております。

◎桑名委員 それと、このケースのことで民生委員とか児童委員が知らなかったと言われておりますけれども、その点についてはどのように考えていますか。

◎森児童家庭課長 おっしゃるとおり、民生児童委員は地域で子供たちを見守っていただける方々だと思っております。実際にこのケースについて、高知市から情報が伝わらず、見守っていただける体制にはなっておりませんでした。高知市、保育所、そして児童相談士といった行政機関だけでの見守り体制になっておりましたので、その地域の方の力を借りて見守る体制が必要だと痛感しております。今回のケースを踏まえた上で、今後そういった体制づくりを県下に進めていきたいと考えております。

◎桑名委員 要保護児童対策協議会に民生児童委員はかかわっていなかったんですか。

◎森児童家庭課長 すべての市町村で構成委員としては入っております。ただ、会が大きく3階層に分かれておまして、代表者会議、その下に進行管理をします実務者会議、その下に個別ケース検討会議とございます。例えば、代表者会議には民生児童委員に入っていないだけでも、実際のところで個別のケース会議に入っていないいなかったところがございますので、個々のケースにもできるだけ入っていただける方向で、市町村とも

話を進めていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 この中で触れられている、高知市の職員のマンパワーの拡充と、さらに見立てる力を向上させるということですが、見立てる力というのは、高知市だけの問題なのか。県として県下全体を見たときにまだまだ弱い部分があるのではないかと思います。県として県下全体を見たときにまだまだ弱い部分があるのではないかと思います。県として県下全体を見たときにまだまだ弱い部分があるのではないかと思います。

◎森児童家庭課長 ケースを見立てるに当たっては、例えば保護者とか子供の生育歴を含めた調査、分析、それに基づくアセスメントを行った上で、総合的に見立てていく手順になってまいります。そういう意味では、非常に専門的な力も必要になってくるものです。委員おっしゃったように、長い経験の中でこういった業務に携わっている者でないと力量がなかなかついてこないという現状もあると思います。また、それに応じた研修を重ねていくことも必要だと思っております。県下の実情を見たときに、大体3年間をスパンに職員が交代していく現状もございます。児童相談所の場合は専門職で採用していただいておりますので、そういったところはなくなっているんですけども、今回の提言の中でも、少なくとも5年くらいを一つのスパンとして、人事異動を考えていただくとか、専門職の採用をしていただくということについても、あわせて提言をされているところは、委員がおっしゃった見立ての力にもかかわってくるのかと思っております。

◎坂本（茂）委員 それと関連して、これから県と高知市が垣根を低くして、常に相談できる体制をつくって連携を強化していくということですが、それに県も対応するときに、そこに労力が割かれていく部分も大きくなっていくのではないかと。そういった意味で、今の県のマンパワー的な部分は、現状でいいのか、どう考えていますか。

◎森児童家庭課長 もともと、平成20年の提言を受けまして、児童相談所は順次職員の増員を図ってきたところで、委員も御存じかもしれませんが、人口当たりの配置でいくと全国平均の1.7倍くらい、2万6,000人に1人の割合で児童福祉士を配置をさせていただいており、全国1位という状況にはなっております。そんな中で、ことし4月から、市町村の支援をしていくために専門の職員を1名配置をしております。その職員が高知市に実際に入って、ケースの進行とか課題等々話をしながら現在も進めているところです。これから、さらにほかの市町村ともこういった取り組みを進めていく必要がありますので、マンパワーの点につきましては、その取り組みを進めていく中での実情も踏まえながら、その時々で検討してまいりたいと思います。

◎坂本（茂）委員 最後に。今回の事例で言えば、こういったことが提言内容になって、いかに改善されていくかということになるんだと思うんですけども、児童虐待そのものを考えたときに、予防の問題、さらには早期発見の問題になっていくわけですが。先日、鳥取県が虐待の通報でホームページのメールフォームをつくって、24時間受け付けながら対応していくというふうになったんですけども、フォームがあるわけですから、それに

よって書き込まれる情報の抜かりがない形で、電話とかと違って把握もできるメリットもあるように聞いているんですけども、高知県としては、虐待の通報はそういったものを構えることは考えられないでしょうか。

◎森児童家庭課長　ことしの4月からですけれども、休日夜間の電話の相談体制の強化をしていこうと、児童相談所では4名の非常勤の方に入っていていただいて電話相談を受け付ける体制をとっております。特に福祉施設で働いていた方とか、これまで相談業務に当たっていた方などを採用して、そういう役割を担っていただいております。そんな中で、相手方の相談内容に応じたソフトな形での聞き取り等もできるんじゃないかと考えております。鳥取県の実例については研究はしてまいりたいと思います。

◎坂本（茂）委員　電話対応も大変有意義な対応だとは思いますが、いろんな形で情報が集中できる通報できるシステムをつくっておくのは、早期発見につながるんじゃないかなと思います。それもこの事例とは別にして、全体で考えたときに御検討いただきたいと思います。

◎浜田（英）委員　この委員会で何回か中央児童相談所に行ったこともあります。監査でも行ったことがあるんですけど、中央児童相談所と高知市との組織の壁もあったように思います。今回この反省によって、高知市へ積極的に県のほうも出向いていく姿勢は評価したいと思います。

一方、高知県は児童虐待のリスクをちょっとでも軽減させるために、周産期からの児童虐待防止に向けて随分、日本でもいち早く取り組んできた県です。改めて、周産期からの児童虐待に対する対応をもう一度やっていくべきじゃないか。特に、初めての子供はお母さんも大切ですから、こんなことに興味を示していくでしょうけれど、問題は、第2子・第3子ができたときに、どうしてもそっちのお世話が多くなって、最初に生まれた子をないがしろにするところがあります。そんなところで児童虐待の可能性も出てきます。むしろ、第2子・第3子のときの周産期に対する児童虐待について何らかのサジェスションをお母さんに与えられるような対応も必要じゃないかと思っています。高知県は人工妊娠中絶の多い県ですし、離婚も多い。それでもって所得の低い県。せっかく生まれてきた子なので、大事に育てる意味では、特に第2子・第3子の周産期からの児童虐待に関する母親に対する教育は、非常に大事じゃないかなと改めて思いましたので、ひとつよろしく願いします。

◎吉良委員　この報告をずっと読ませていただいたんですけども、より丁寧に、より連携を緊密に、より客観的な意見も入れたという3点に集約されるんじゃないかと思うんです。いずれにしても、これは現在の職員に対しては、物理的にも、精神的にも厳しい要望だと思うんです。ここにありますように、要支援センターは800件の相談件数があるとか、あるいは子ども家庭支援センター、両方とも高知市ですけれども、1人当たりの担当件数

が105件だということですね。この中で、さあ、この提言をどういうふうにやっていくのかということは、ひとえに市だけじゃなくて県にも大きくかかわってくる問題だと思います。県としても、今、4月から人員の配置をしたとか、各市町村に対して努力なさっていますけれども、どこかの部署の人を回して強化することも、どの部署も大変で、そういう余力もないんじゃないかと思うんです。そうすると、やはり人をふやすか、人を減して市町村に対応していく能力を高めていくのか、あるいは、社会資源、民生委員とかを含めて、民間の子供たちにかかわるような組織にも一定の協力をお願いしていくことも考えていくべきだと思うんです。まずこの社会的資源についての考え方をもう少し具体的に、今、現時点でどのようにお考えになっているのか、お聞きしたい。

◎森児童家庭課長 今、民生児童委員のお話もございました。県としては、やはり地域で子供を見守る仕組みづくりは必要だということで、先ほど各市町村の中で子供を見守る体制づくりを進めていくことを考えております。具体的に、これから、各市町村に実際に回って、民生児童委員とか個別にどうしていくかを話したいと思っております。その中で、各市町村の中で、まずできることから取り組んでいただく。そのために、まず県が全体のコーディネートとか、方向づけというところをやっていこうと考えております。

◎吉良委員 チャイルドラインを含めて、子供に関するさまざまな組織がありますので、ぜひ協議会などを開いてお知恵も拝借しながら、地域としてどのように対応していくのか検討していただきたいと思います。

それからもう一点ですけれども、この間ずっと施設を回っていたんですけれども、県の人員体制の問題として大きいのは、例えば女性相談支援センターも今回かかっているわけですけれども、実際に相談に乗る職員が非正規で、しかもそれが売春防止法によって非正規じゃないといけないと決まっていて、毎年非正規の職員がそういうケースに当たっているというのが、その蓄積だとか系統性だとか現実的な対応の専門性を非常に阻害していくものじゃないかと思うんです。やはり国に対してもそういう雇用関係の変更も求めているかといけないし、県としてはそれがあってもなお継続的にこの事案は安定的に責任を持って当たっていく体制の確保が非常に必要だと思うんです。そこについては、今、どのようにお考えなのか。

◎森児童家庭課長 女性相談支援センターですが、文化生活部の所管になっておりますので、私からその点についてのお答えは、差し控えさせていただけたらと思うのですが。

◎吉良委員 部長。そこの辺の職員の配置の雇用形態については一般的にどうなんですか。

◎井奥地域福祉部長 先ほど課長から話がありましたけれども、本県の児童相談所の体制については、前回の事件以降、充実・強化を図っているということで、職員の専門性を向上させるための研修体制に関しては、全国でもトップクラスの体制が組めているのではないかと思います。今、委員さんからいろいろ議論がありました、要保護児童対策地域協議

会、浜田委員からもお話ありました周産期からの子供に対する取り組み、特にお母さんに対する支援ということでいきますと、こちらの組織の中には、国の指導基準がありまして、その中には、福祉関係の行政職員と児童虐待にかかわる行政職員とあわせて地域の支援機関、プラス、マンパワー的に民生児童委員が参加することになって、県下 34 市町村すべて設置されておりますので、そういう支援なりにかかわる方はメンバーとしては入ることにはなっています。ただ、今回の事件で教訓的になってきたのは、せっかくつくった地域支援、要保護児童対策地域協議会は、メンバーはきちんと国の要綱どおり集めているけれども、それがそれぞれの事案に応じて、確保したマンパワーがうまく機能する仕組みになっていたのか、今、吉良委員もおっしゃったように、丁寧な形をもってより緊密な連携のもとにそれができていたか非常に疑問だという提言が中心になっております。その辺再度、今、課長からも申し上げましたように、市町村を回って、実際の協議会の活動が、それぞれの階層、会議のレベルでは 3 段階になっていますけれども、どういう頻度で、どういう内容で、どういうメンバーでやっているか、実態も含めて、児童相談所、中央と幡多とありますけれども、その辺精査していきたいと考えております。

◎吉良委員 早急にルール化だとか出張相談所のあり方とか、市町村にも提起して、明記して、市町村にもわかりやすく県とかかわっていける緊密な連携のあり方を模索していただきたいと思います。お願いしておきます。

◎大野委員 今回の事件は、12 月 25 日ということもあって、子供にとっても本当に 1 年の中で一番楽しみにしていた日に事件が起こったのは本当に悲しいことで、改めて児童の冥福を祈りたいと思っています。今までいろいろ話があったんですけども、今後、市町村や地域でも子供を見守るシステムをつくっていくことが言われているんですけども、この提言の中に、実は、母親の生活状況を理解してアセスメントしていくということがあるんですけども、今後、例えば個人情報のことなんか、よほど留意していかないと、特に町村なんかでは、個人情報の漏えいがある人の生活にもいろんな影響も与えてきます。そういったことも含めて、物すごい留意をしていかないといけないと思いますが、その辺のところをお伺いしたい。

◎森児童家庭課長 こういった児童虐待等にかかわるケースに当たっては、市町村とか、病院とか、いろんなところから情報等をいただいてやっていかないことには、家庭の見立てとか、リスクの状況とか把握はできないことになっております。児童相談所については、関係機関から情報を収集することがもともと業務として認められております。あとは、確実に個人情報ということを留意しながら、きちんとして対応していくことになると思いますので、児童相談所の中では、個人情報の取り扱いは厳重にしている現状ですので、そこを継続していきたいと思っています。あとは、そういった情報の中で、どこまでの情報を要保護児童対策地域協議会の中に入れてくるメンバーの方々に守秘義務をきちんとお知らせし

た上で、どうやって情報共有しながらやっていくかというところが一つ大きな課題にもなると思います。その点については重々注意をしながら、先ほど言った見守りの取り組み、仕組みを進めてまいりたいと考えております。

◎大野委員 結構、この提言書の中では、母親のことが出ておりましたので、県にしても市にしても、そうしたところを今後、民間との連携なんかもあるということなんで、そこら辺が自分も心配しているところであるので、その辺は充分に気をつけていただきたいと思っています。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

《文化生活部》

◎依光委員長 次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、9月議会への提出議案につきまして説明をさせていただきます。

文化生活部からは、平成27年度一般会計補正予算議案2件と条例その他議案2件を提出しております。

まず、お手元の資料②の議案説明資料、補正予算の8ページをごらんください。文化生活部の補正予算総括表です。2課から補正をお願いしております。まず、私学・大学支援課におきまして、国の実証研究事業の受託を受ける形で、県内の専門学校が経済的理由により就学が困難な生徒に対する経済的支援、学費の減免を実施する場合に、その支援経費として258万円。また、情報政策課におきまして、大川村に開所予定の集落活動センターなど2カ所でインターネット等を利用するための光ファイバーによりブロードバンド環境を整備するための経費として495万1,000円。部全体では753万1,000円の増額補正をお願いしております。

次に、右肩③の条例その他議案をごらんください。表紙をめくっていただきますと、最初に議案目録がございます。このうち文化生活部は、第2号議案と第18号議案の2件が該当しております。

まず、2号議案は、現在建築を進めております高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関して、必要な事項を条例で定めるものです。

次の18号議案は、この4月1日の高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との法人合併に伴いまして、存続法人である高知県公立大学法人の中期目標に、高知工科大

学に関する項目を追加しようとするものです。

続きまして、報告事項が1件ございます。お手元の文化生活部の資料、(報告事項)の赤のインデックス、文化推進課をお開きいただきたいと思います。坂本龍馬記念館基本設計の概要についてです。昨年12月から進めてまいりました建築と展示の基本設計がこのほどまとまりましたので、その概要について御報告をするものです。詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

最後に、文化生活部が所管します審議会の開催予定について御報告します。同じ資料の審議会等という赤のインデックスのついたページをごらんください。平成27年度各種審議会の開催予定についてという資料です。当部が所管します主な審議会等としては、高知県消費生活審議会、こうち男女共同参画会議、高知県私立学校審議会と高知県人権尊重の社会づくり協議会の4つがございます。それぞれの開催日や審議経過などにつきましては、今後の委員会で随時御報告をさせていただきます。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化推進課〉

◎依光委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 まず、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案について御説明します。この条例議案は、資料③の条例その他の議案の1ページにございます。説明は議案参考資料で御説明したいと思いますので、お手元にお配りしております、赤いインデックスがついております文化推進課のところをお開きいただきたいと思います。こちらに条例制定についてという資料がございますので、そちらをごらんください。高知城歴史博物館は山内家資料を核に、近世を中心とした日本の歴史文化を研究し、全国に発信する博物館として設置するものです。これまでは新資料館という仮称で呼んでおりましたが、昨年の12月議会の危機管理文化厚生委員会において、高知県立高知城歴史博物館という名称とすることを御報告させていただいたものです。

まず、山内家資料等について御説明をします。山内家資料は資料の左下の概要に記載していますとおり、国宝の古今和歌集高野切本を初めとする古文書や美術工芸品など約6万7,000点、評価総額約42億円の、全国の研究者から注目されます大名家資料群です。上の経緯にありますとおり、平成6年に山内家資料に関する基本方針として県立施設を整備し、資料を活用するという確認を県と山内家との間で行ったことが設置の契機です。平成7年には、県と高知市が出資して、財団法人土佐山内家宝資料館を設立し、山内神社宝物資料館の施設を借用して資料の保存公開を開始しました。その後、順次、資料の購入、寄贈、寄託を進め、平成16年には山内家資料全点の県への移管が完了しました。平成22年には高知城周辺に早急に新しい資料館を整備すべきという保存等検討委員会の提言を受けまし

て、高知県新資料館基本構想を策定しました。

その内容につきましては、中央に記載してありますとおり、7つの機能として、保存する、研究する、公開する、学ぶという、従来からの博物館機能に加えまして、高知城の前という立地条件を生かし、集まる、つなぐ・むすぶ、行き交うという、地域振興、観光振興にも寄与する機能も明記しております。

建物は、その下に建築設計の考え方と施設概要にありますとおり、南海トラフ地震に対応する安全な建物として、1階と2階の間に免震装置を備えた中間層免震構造を採用し、2階以上に収蔵庫と展示室を配する高度な博物館機能を備えた、地上3階建ての施設として昨年度、建築工事に着手しております。

それでは、条例の内容について御説明します。右側です。先行の条例として、歴史民俗資料館や美術館など5つの県立文化施設の設置管理条例がありますことから、基本的な構成は先行条例に倣っておりますが、高知城歴史博物館の特徴となる点を中心に、右の表に沿って御説明します。

第1条では、設置の目的や果たすべき役割について規定しております。基本構想に掲げましたとおり、従来からの博物館機能に加えまして、歴史や文化による交流を支援することにより地域振興、観光振興への寄与を設置目的として規定しました。

第2条で、施設の管理運営を指定管理者に行わせることを規定しておりますが、昨年の9月議会の危機管理文化厚生委員会で御報告させていただきましたとおり、指定管理者については、山内家資料等の保存活用のために設立され、各分野に精通した学芸員の配置や、これまで蓄積してきました実績やノウハウによりまして、山内家資料を核とした高度な博物館事業を行うために必要な専門的能力を有しております公益財団法人土佐山内記念財団を直指定することを予定しております。なお、この土佐山内記念財団は4月から名称を変更してありまして、山内記念財団になっております。

次に、第3条・第4条では、休館日、開館時間を規定しております。休館日は既存の県立文化施設と同様に年末年始6日間のみとしておりますが、開館時間につきましては午前9時から午後6時とし、閉館時間を他の文化施設と比べ1時間遅くしております。これは、高知城追手門の前という立地条件を生かして、観光客の利便性向上を図り、入館者増を目的とするものです。さらに、日曜日につきましては、日曜市を朝早くから訪れる観光客等のニーズにこたえるため、1時間開館を早めまして8時開館としております。また、高知城が行うお城まつりなどの行事に合わせて開館時間を延長するなど、柔軟な運用ができますように、休館日や開館時間の変更ができる規定を盛り込んでおります。

次に、第13条・第16条の展覧会の観覧料につきましては、常設展観覧料及び年間観覧券の基準額を規定しております。常設展は、既存の県立文化施設や都道府県立歴史系博物館等を参考に、税抜き460円に設定をしました。既存の県立文化施設と同様に、高校生

以下と長寿手帳をお持ちの県民の皆さんは無料としております。また、常設展、企画展が自由に観覧できます年間観覧料を、税込みで2,000円に設定をしております。企画展開催期間中の観覧料につきましては、知事の承認を得て指定管理者が別途定めることとしておりますが、企画展は他の歴史系博物館の料金を参考に、税込み700円を想定をしております。この700円と高知城懐徳館の利用料420円とのセット券導入も検討しております。1,000円にすることで、高知城と博物館をあわせて御利用いただきたいと思いますと考えております。

次に、施設等の使用料についても規定を設けております。ホール、実習室、和室は館の講座等の事業に利用しますが、使用していないときは貸し出す運用とします。特別展示室については、企画展の合間に貸し出す場合があることを想定して、規定を設けたものです。いずれも料金につきましては、既存の県立文化施設や近隣の状況も踏まえて設定をいたしました。また、業として行う写真の撮影等は既存の県立文化施設と同じ料金設定です。設置目的に関連する催し物は企画展に合わせた地域の物産展の開催などを想定したもので、料金につきましては、都市公園条例や歴史民俗資料館の催し物開催に係る料金と同一単価としております。

最後に、開館までのスケジュールについて御説明申し上げます。右下にスケジュールを記載しておりますが、建築工事は本年度末までで終了して、建物の引き渡しを受け、その後、展示ケースの設置や資料の移転作業等の準備を進めまして、平成28年度中の開館を予定しております。今議会で設置管理条例の議決をいただきましたら、指定管理者の選定手続に入りまして、12月議会に指定管理者の指定議案を提出させていただき、平成28年4月から指定管理業務を開始させたいと考えております。

以上が、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の説明です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 坂本龍馬記念館に平成29年1月から新館ができる。課長とも話をしましたけれど、常設展とここは特別展示室もあるわけで、平成29年からの坂本龍馬記念館のリニューアルの間、龍馬記念館が展示している分をここへもぜひ飾らせてもらわないといけないと思うんです。それをまた山内財団によく話をして、ここは山内のものしか飾らさないという感じじゃなくて、これだけ立派なものがあった、坂本龍馬と高知城も随分関係もありますし、そこら辺を上手に仲立ちをしてもらいたい。

それから、近くにある図書館が東洋ゴム工業の免震の関係でおくれそうだという話もありますけれども、近くですので、ぜひ、ここができたなら、県市の合同図書館でもこんな資料を見れますよというコーナーをつくることも考えないといけないと思っていますけれども、どうでしょうか。

◎高橋文化推進課長 坂本龍馬記念館が平成29年1月ぐらいから工事のため閉館になります。平成29年3月ぐらいに新しい博物館がオープンするけれども、この山内家資料6万

7,000点の中にも素晴らしいものがたくさんございまして、現在そのオープンに向けまして、開館の名品展のようなものを検討しておりまして、それでまず第1弾を打ち出していきたいということにはございます。坂本龍馬記念館の資料のあり方については今、協議中ですけれども、今後、より、新館をリニューアルすることをPRできるような方法で、いろいろなところで見ていただくことも考えたいですし、また、歴史民俗資料館とか、そういった博物館での展示も検討しながら、文化財団とも協議していきたいと考えております。

あわせて、図書館ですけれども、例えばこの町なかの中心市街地のいろんなものが一緒に見れるような相互の情報発信は必要になってくると思いますので、既に財団がいろいろと商店街の皆様とか、この文化施設関係者と協議をしておりますので、より、エリア全体で発信できる方向では今後も協議していきたいと思っております。

あわせて、今度の博物館では、県内の文化施設の情報発信とか、中心市街地を、例えば今の町並みと江戸時代の町並みを比較しながら見れる資料もつくって、町歩きにも生かしてもらえそうな情報発信もしていきたいと考えておりますので、あわせて、図書館などを利用する方も博物館も利用していただけるような協議を進めていきたいと思っております。

◎上田（貢）委員 今の山内家の資料館の後は何に使う予定をしておりますか。

◎高橋文化推進課長 現在、山内神社でお借りしております宝物資料館は山内神社の所有でして、県がお借りするのを終了しますと、山内神社でこういったものを利用されるのかを考えていただくこととなります。特に今どういうものというところまではお話はお聞きはしておりません。

◎上田（貢）委員 私もいろいろ考えている中で、今の文学館の横の図書館が今度、公文書館になるんですか。それはもう議会で決まったことなので、ひっくり返すのは難しいかもしれませんが。ああいう一等地に、あの辺を歴史観光エリアとしてこれからアピールしていこうという中で、そういう公文書館に使うというのはいかがなものかなと思って。今の山内の資料館に移すとか、あそこをもっと有効に使うということはどうでしょうか。

◎高橋文化推進課長 現在の県立図書館の跡地の公文書館とか、利用の検討については、総務部が所管をして検討しているところです。

◎吉良委員 最も大事な学術研究の拠点としての研究の側面における記述がどこにあるのかと思って見ていたんですけれども、それらについての条項はないんですか。

◎高橋文化推進課長 設置及び管理の関連の条例ですので、公の施設としてどのような管理をしていくかということを決める条例になっております。研究の部分というのが全くないというわけではありませんけれども、こういった目的で館を設置するという規定をしているということです。例えば第1条に、資料等を保存し、調査研究し、展示し、教育普及に活用することにより、等々の規定です。

◎吉良委員 そうすると、指定管理者が直接的に、記念財団ですけれども、そこに県として

は人員体制だとかそういうものを委託するときに条件を示したということになるわけですか。

◎高橋文化推進課長 この条例を議決いただきましたら、指定管理者として指定するための手続を今後してまいります。その中で、県から、基本構想をもとに、こういったことをやってくださいという要求水準を定めまして、それに基づいて指定管理者が計画をつくって、審査をするという中で、そういったところに研究の部分は入ってくることになります。

◎吉良委員 直接的に今度の議案にかかわらないわけで申しわけないですけども、やはり新しい発見とか、その価値づけというのは非常に大事で、そのことによって来館者の数も大きく左右されると思いますので、ぜひそちらにも力を入れてやってくださるように要望しておきます。

◎高橋文化推進課長 お話にありましたとおり、この6万7,000点の資料すべてが整理できているわけではございません。それをきちんと調査して研究して全国に発信して、館の魅力を高めていくのは、一番大きいところだと考えております。そこら辺は力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

◎桑名委員 関連。指定管理を指定するに当たって、今、いろんな水準を決めるというんですけれども、職員は今の職員数からどれぐらいプラスになるイメージですか。

◎高橋文化推進課長 最終的には、職員は23名になる予定です。

◎桑名委員 現状から23名にふえるんでしょうけれども、それは学芸員がふえるとか、一般の職員がふえるとか、いろいろあろうかと思いますが、内訳がわかれば教えてください。

◎高橋文化推進課長 現在、既に必要な学芸員は着任をしております。学芸課に学芸員が5名、それから企画課にも学芸員が3名おります。あと、館長も学芸員の活動もしておるようでして、あと、受付関係の方などがふえてきて、最終的に23名になるということで、今、引っ越しの準備をしていることもございまして、昨年までは18名でしたけれども、現在は21名で業務をしております。それにあと2人が加わるという形です。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎依光委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 最初に、補正予算議案について説明をさせていただきます。

資料②の議案説明書、補正予算の9ページ、歳入の補正予算につきましては、歳出の補正予算に連動しておりますので、説明を省略させていただきます。

次の10ページをお願いします。右端の説明の欄にございます専修学校生修学支援補助金と事務費は、文部科学省が今年度から実施します専門学校生への効果的な経済的支援のあり方に関する実証研究事業の委託を受け実施する事業であり、財源は、歳入の補正予算に計上していますように全額国費となっております。

議案参考資料の赤いインデックス、私学・大学支援課の資料1をお願いします。中ほどに国の事業の概要を載せていますが、この事業は、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、経済的支援やその効果などについて実証的な研究を行うもので、知事も委員となっております教育再生実行会議の提言や、文部科学省が設置した専修学校生への経済的支援のあり方を検討するための有識者検討会での議論を踏まえ実施されるものです。

なお、専門学校生に対する経済的支援としては、本県は全国で唯一、授業料減免に対する補助を行っていますが、今回、県の支援に加えて、国の公費補助も加わることとなります。県が委託を受け行う事業としては、専門学校生に対する修学支援のためのアドバイスや授業料を補助する経済的な支援の効果を分析、検証するための基礎データの収集であり、専修学校生修学支援補助金として253万円、事務費として5万円を計上しております。

授業料減免補助の対象となるのは、中ほどから下のほうにあります。生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯、所得税非課税世帯、家計急変世帯の生徒で、かつ学校が授業料の減免を行っていることが要件となっており、今年度はこれらの要件を満たす4校が実施予定です。補助対象は学校が減免した後の生徒の授業料であり、補助率は学校が減免した額の2分の1かつ授業料総額の4分の1以内となっております。

ちなみに、授業料が100万円、学校が2分の1の50万円を減免した場合のイメージを載せていますが、県単補助として行っている部分が学校の減免額の2分の1で25万円。さらに今回の国による経済的支援の補助が生徒負担額から学校減免額の2分の1の25万円を補助することとなり、学校、県、国、生徒がそれぞれ25万円ずつ4分の1負担という形になります。

なお、今回、実証研究事業委託要項の決定が4月になったため、6月補正予算として計上するものです。

続きまして、高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案について説明をさせていただきます。お手元の資料③の議案(条例その他)の98ページをお願いします。この議案は、平成27年4月1日の高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に伴い、存続法人である高知県公立大学法人の中期目標に、高知工科大学に関する項目を追加しようとするものです。既に吸収合併し、4月から1つの公立大学法人のもとでスタートしておりますが、地方独立行政法人法の規定により、中期目標を変更する場合、あらかじめ当該公立大学法人の意見を聞かなければならないとされており、新たな体制となった公立大学法人の意見を聞く必要があったため、今議会での提案となったものです。

議案参考資料の赤いインデックス、私学・大学支援課の2枚目の資料2をお願いします。下段に、地方独立行政法人法の抜粋を載せていますが、公立大学法人設立団体の長は、教育研究等に関する6年間の中期目標を定め、これを法人に指示し、公表しなければならない

いとされており、その策定に当たっては議会の議決を経なければならないとされています。また、上段に記載しておりますように、法人は、設立団体の長の指示を受けた中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長が認可することとされています。さらに、認可された中期計画を達成すべく、年度計画を定めることとなっております。

次のページ、資料3をお願いします。今回の中期目標の変更は、先ほど説明したように、本年4月の高知県立大学法人と公立大学法人高知工科大学の吸収合併に伴い、存続法人である高知県立大学法人の中期目標に、新たに加わる高知工科大学の内容を盛り込むものです。

中期目標の期間は、高知県立大学が法人化されました平成23年度から平成28年度までとなっており、今回、平成27年度、平成28年度の2年分を変更することとなります。

変更内容としては、高知工科大学関係の教育、研究、社会貢献に関する目標の追加のほか、高知県立大学と高知短期大学にも共通する変更として、産学官民連携の推進、学生の就職支援や受け入れに関する目標の追加です。

主な変更箇所を次のページの資料4の新旧対照表で御説明します。この新旧対照表は、左の欄が新、中央が旧で、右の欄は旧の公立大学法人高知工科大学の中期目標となっております。

資料4の3ページをお願いします。変更となっているところは赤字で示しております。第1の2の(1)の表では、教育研究上の基本組織として、高知工科大学の学部、大学院の組織を追加しております。

6ページをお願いします。中ほど、エ、学生支援に関する目標の(ウ)就職等支援では、高知県立大学、高知短期大学の学生の県内就職を支援するため、産業界との連携を強化すること。また、次のページのオ、学生の受け入れに関する目標では、高知県立大学において、県内高校生の入学を支援する取り組みを継続して行うことを追加しています。これらは、若者の地方定着をより促進していくために、今回追加をするものです。

8ページをお願いします。(3)社会貢献の質の向上に関する目標に、エ、産学官民連携に関する目標として、この4月に永国寺キャンパスに開設しました高知県産学官民連携センターと連携し、産業振興や地域課題解決に向けた活動を行うことを追加しております。

次の9ページの2から高知工科大学に関する内容となります。まず、(1)教育の内容及び成果として、豊かな人間性、高い専門性、広い視野を持つ有為な人材育成。大学の国際性を高める取り組みの推進。高度研究者、高度技術者として社会的役割を担える能力を持つ大学院生の育成など。

また、イの教育の実施体制として、教育の質を改善する体制の強化、社会のニーズに応じた教育内容、方法の改善、永国寺キャンパスでの体制整備などを目標としています。

次の10ページのウ、学生支援として、多様な学生のニーズにこたえる学生支援、きめ細かなキャリア支援、経済的困窮者への支援とともに、高知県立大学同様、県内就職を希望する学生支援のための県内産業界との連携強化を。

次のエ、学生の受け入れとして、大学院留学生の受け入れの強化、県内高校からの入学支援、大学の特徴やアドミッションポリシーの周知などを目標としています。

次の(2)研究の質の向上に関する目標では、ア、研究水準及び研究成果として、世界に通用する研究成果を上げることや、その成果の還元を図ることを。

イ、研究実施体制の整備として、知の最先端を目指し、世界に通用する研究を行うため、すぐれた研究の芽に人的・物的資源の重点投資を行うことなどを目標としております。

次のページ、(3)社会貢献の質の向上に関する目標では、ア、社会貢献活動として、地域活性化や地域振興のための活動、研究成果等の公開、共同研究・受託研究の充実、地域の教育機関や教育行政との積極的な連携を。

イ、社会貢献活動の実施体制として、県民ニーズに対応する公開講座や社会人教育の実施、地域ニーズを把握するための体制整備などを行うこととしています。

また、ウ、産学官民連携として、高知県立大学同様、高知県産学官民連携センターと連携し、産業振興や地域課題解決に向けた活動を行うことを新たに追加しております。

12ページをお願いします。3、人事の適正化に関する目標として、教育研究活動や大学運営の質的向上を図ることを評価制度実施の目的として新たに追加しています。

また、次の4、事務等の効率化・合理化に関する目標では、平成27年4月の法人統合に伴い、より効率的かつ効果的な事務処理を行うことを明示しております。

主な中期目標の変更は以上となります。

なお、今回の変更については、大学の教育研究の自主性、自立性を尊重する観点からも、県が一方的に定めるものではなく、先ほど説明しましたように、事前に公立大学法人の意見も聞くなど、十分、意思疎通を図りながら、また、高知県公立大学法人評価委員会の御意見もお聞きした上で変更するものです。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 専修学校の修学支援補助金は本当にありがたいことですが、国は今後、何年ぐらいをめぐりにこれを続けてくれるのでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 当面、国の委託事業は3年間となっております。3年間の間に国が県とは別の調査機関に委託をして、この経済的支援の実施についてのデータ等を収集して、それからまた判断するというのを聞いております。

◎桑名委員 これはモデル事業ですが、いろいろな奨学金があって、子供たちにとったらありがたいし、効果は大体見えてきているけれど、何を研究しようと国はしてるんで

しょうね。

◎岡村私学・大学支援課長 最初にも説明しましたように、こういった授業料減免をやっている県が高知県しかないということで、例えば都道府県もさらに効果があって、こういったことが出てくるのかどうかも勘案するんじゃないかと思います。国のほうにはそこまで聞いてはいないですが。

◎桑名委員 それはそうだと思いますが、あとは、これを使いたいけれども足踏みしているとか考えているところは、3年たったらその後どうなるんだというところで、専門学校だから2年で終わって、中には途中で終わってしまう人がいて、次の年度からは、この25万円が出なかったら50万円払わなくちゃいけないとなったときにどう対応したらいいのか、学校の中でどうしようか考えたんだよねというのが聞こえてきたんですけれども、そういったところは。

◎岡村私学・大学支援課長 高知県の場合は既に授業料減免をやっていますので、さらに追加でという、もし終わったとして国の分をまたやることにはならないとは思いますが、一方で、例えば奨学金制度なんかも、今のところ充実させていこうという動きもございしますので、授業料減免以外の部分の動向も見ていきたいとは思っています。

◎桑名委員 国には、これは調査したらいい結果が出ると思いますので、3年ではなくて、もっと続けてもらうことをまた要望して行ってください。

◎吉良委員 関連して。この対象ですけれども、現在、県単の補助金を利用している生徒数に準じてこの予算は計上されたんでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 国の要件と県の要件は若干違います。国の要件は、先ほど説明したように、市町村民税の所得割とかが非課税の方ですが、県の場合は、授業料減免は、半額の減免であれば、若干所得がある方も対象になっております。去年の実績を見ながら、国の要件に合う人はどれぐらいかということで見ましたし、学校にも大体の予定を確認しております。

◎吉良委員 そしたら、国の要件で受けられる人は全部補足をした予算額、国の予算額となっていると把握してよろしいですか。

◎岡村私学・大学支援課長 生徒はなっています。ただ、学校の要件もございしますので、どうしても学校の要件のところが一番大きいのは、学校が授業料減免をやっていることがございます。そこはありますが、その要件が該当する学校では、国の要件に該当する方はすべてなっています。

◎吉良委員 学校がやるやらないにかかわらず、国の要件を満たしている生徒数は把握しておりますか。

◎岡村私学・大学支援課長 そこまでは把握はしておりません。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎依光委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明します。お手元の資料②、補正予算の議案説明書の 11 ページをお願いします。当課の補正額は 495 万 1,000 円の増額となっています。当課では中山間対策の一環として、中山間地域などの集落の維持や再生に向けた取り組みを行うための情報通信基盤の整備を行う市町村に対して支援を行っております。今回、増額をお願いしております中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金は、大川村の集落活動センターと移住や定住対策として整備する村営住宅においてインターネットなどを利用するための光ファイバーを整備しようとするものです。こうした光ファイバーなどの超高速ブロードバンドについては、大川村を含め県内の 12 市町村において未整備地域が残っており、集落活動センターや移住定住対策などの事業の進捗に合わせて適宜整備を実施していく必要がございます。大川村では、集落活動センターの完成を来年 3 月に、また村営住宅の完成を本年 9 月に予定しておりますことから、これらの施設に整備するための工期を勘案し、6 月補正予算に計上させていただくものです。

情報政策課の説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 県内の 12 市町村のブロードバンドが整備されていないのはどの市町村ですか。

◎小野情報政策課長 一部でも未整備等が残っているところです。高知市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香美市、大豊町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、三原村の 12 市町村です。

◎浜田（英）委員 N T T 時代に情報スーパーハイウェイ 2.4 ギガを整備しました。今、S T Net でやっていますよね。各市町村はあのときはイントラネットでつながっていましたが、今も S T Net の回線でつながる状態ですか。

◎小野情報政策課長 ブロードバンドということ言えば、すべてつながっております。今、未整備というのは超高速ブロードバンドという 30 メガ以上の一定の速度を担保できるものの未整備が 12 市町村となっています。

◎浜田（英）委員 500 万円弱の費用でいけるということは、プロバイダーもちゃんと決まって、ある程度これを使ってくれる人がいるからこれぐらいの値段でいくわけですか。

◎小野情報政策課長 今回は 2 カ所、1 つは集落活動センターですので、そのセンターの活動のために利用するようになろうかと思えます。もう一点は、新たな村営住宅ですけれども、そこについては 24 世帯が入居予定です。ただ、24 世帯すべてが利用するかどうか

はこれからとなつてまいるかと思つております。

◎**浜田（英）委員** それぐらい利用できるんだつたら、ある程度これぐらいの値段でやろうということになつたんじゃないかと思つますけれども。これは回線は、大川村で全部持つか。業者が持つか。どつちの仕様か。

◎**小野情報政策課長** 今回については、役場が整備をして、NTTということになっております。

◎**浜田（英）委員** ネオメイトが前やったことがありましたけれど、ネオメイトではないですか。今までこういう小さい集落をやつた経緯がありますけれども。

◎**小野情報政策課長** そのネオメイトというのを承知しておりません。

◎**浜田（英）委員** 東洋町はそれでやつたんですよね。わかりました。

◎**西森委員** 今回、補正予算が出ているんですけど、当初の予算として上げることはできなかつたんですか、これは。

◎**小野情報政策課長** 村営住宅については、住宅の工事自体は昨年度からでした。ただ、一つは村の中でその住宅だけにそういった整備をしていいのかどうか、周辺をどうしていくのかということもございました。ただ、そうした中でやはりこういった移住、定住というところで住宅にも必要という判断がございまして、村もこの6月議会で補正をして整備をするようにしています。集落活動センターについても同じような状況かと思つます。

◎**西森委員** 恐らく今後先ほどの12市町村に関しても整備をしていくことになつてこようかと思つますけれども、市町村との話し合いの中で予算化というのはどんな形で進めていくのか。

◎**小野情報政策課長** まず、整備の仕方があると思つております。面的に、すべての市町村内を整備するとなるとすごく経費がかかつてまいります。今回のように拠点という意味での整備であれば一定の事業費ということも考えられます。いずれにしても市町村と十分に話をしながら、その市町村の状況に応じて対応していきたいと思つております。

◎**西森委員** 市町村が集落活動センターにつなげていきたいという場合は、今後もこういう形の補正として出てくるという考え方ですか。

◎**小野情報政策課長** 今年度であれば、当然また予算額は不足することであれば、補正ということで御審議いただきたいと思つております。

◎**依光委員長** よろしいですか。

（な し）

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**依光委員長** 続いて、文化生活部より、1件の報告を行いたい旨の申し出があつており

ますので、これを受けることにいたします。

〈文化推進課〉

◎依光委員長 それでは、「坂本龍馬記念館（建築・展示）基本設計の概要について」、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 報告事項の坂本龍馬記念館の建築及び展示の基本設計について、説明をさせていただきます。

お手元に建築と展示、それぞれの概要版をお配りしておりますので、まずは建築の基本設計から御説明します。表紙のパース図は南側から見た外観イメージです。基本方針について御説明しますので、中をお開きいただきたいと思います。

まず、外観デザインに対する考え方です。海に向かって突き出す外観の既存館は日本から世界へ羽ばたく龍馬の精神を象徴し、光があふれる開放的な印象は、大胆な発想力と行動力で時代を切り開いた龍馬の姿と重なっております。この既存館とは対照的に、新館は幕末の日本をイメージさせる落ちつきのある外観となっています。外壁には無数の小さな窓があり、この窓から差し込む光は龍馬を初めとする幕末の志士たちが抱いた志を象徴しております。これらが1本の大きな光、大きな力となって、日本を明治維新へと導いていく様をストーリー性をもって表現したものとなっております。

次に、建物の機能に対する考え方です。左側の新館は貴重な資料をしっかりと保存・展示することができる博物館として、温湿度管理、塩害対策、防塵、遮光、防火機能など、公開承認施設の性能を備えた建物となるよう計画します。一方、右の既存館は太平洋を望む雄大な景観と多様な展示を楽しむことができる観光文化施設として、来館者に坂本龍馬記念館を強く印象づける建物となるよう計画します。

具体的な改修内容につきましては、後ほど御説明します。

その他の考え方につきましては、詳しい説明は省略させていただきますが、環境への配慮では、博物館として適切な室内環境を備えるほか、ランニングコストやCO₂排出の削減を目指した計画とし、またユニバーサルデザインへの配慮では、バリアフリーや多言語対応を図るなど、記載の考え方に基づき計画を進めてまいります。

右側をごらんください。新館と既存館の平面図、各階の概要、来館者動線について記載しております。

まず、新館の平面です。1階には龍馬の紹介映像を常時見ることができるシアターコーナーや学校団体の受け入れなどに対応するホールを配置します。また管理部門として、事務・学芸員室や館長室などをコンパクトに配置し、管理のしやすさとセキュリティー確保に配慮しています。2階には展示部門として常設展示室、企画展示室、ジョン万次郎展示室を配置します。また、同フロアに収蔵庫を配置することで、資料の移動を容易にするとともに、安全性にも配慮しています。なお、収蔵庫は将来の資料増加にも対応できるよう

にメザニン、中2階を設けることとしております。地下1階は機械室や電気室、トラックヤードなどの管理部門となっております。資料を搬入するトラックヤードは南側に設けており、来館者の動線と明確に分離しています。

次に、既存館の平面です。展示部門は現在と同様に2階と地下1階に配置しています。2階は明るさを生かした体験型展示、地下1階は暗さを生かした展示に対応できるように改修いたします。あわせて、老朽化している設備の更新や、天井や床材の取りかえを行いますとともに、新たに1階にアメニティー機能、中2階にカフェを設置することとしております。カフェは雄大な太平洋を眺めながらリラックスできる空間とし、屋上テラスとともに来館者に坂本龍馬記念館を強く印象づけるスペースとして位置づけています。

最後に、敷地全体の配置計画について御説明いたします。裏面の下の図をごらんください。車両の動線につきましてはバスを青の線、一般車は赤の線、資料搬入車両を緑の線で示しております。新館入り口のロータリーは一部がピロティとなっており、来館者が雨天時でもぬれることなく入館できるよう、利便性に配慮したものとなっております。駐車場につきましては、既存館南側の八策広場の一部を整備し、これにより一般用が40台、身体障害者用が新館入り口付近に2台、バス用が北側に4台、計46台となり、現状以上の駐車スペースを確保する計画としております。

建築基本設計の概要についての説明は以上です。

続きまして、展示基本設計について御説明いたしますので、展示の基本設計概要版をごらんください。こちら表紙のパーズ図は、上段が新館の常設展示室のイメージ、下段が既存館の体験型展示室のイメージです。

中をお開きください。まず、展示の概要です。左の新館では龍馬と“心通わず”をテーマとし、実物の資料を通して龍馬を「深く伝える」展示に、右の既存館では龍馬と“遊ぶ”をテーマとし、親しみやすい演出や体験を通して龍馬を「広く伝える」展示に、それぞれの位置づけを明確にした展示設計としております。

次の動線と展示の構成につきましては、新館から入館し、1階のガイダンスシアターで導入映像をごらんいただいた後、2階の展示室ゾーンへ、続いてブリッジを通り、既存館2階の幕末広場や地下1階の幕末写真館の体験型展示ゾーン、さらに屋上やカフェ、ライブラリーなどを楽しんでいただき、最後は1階の龍馬ショップを通過して退出という一筆書きの動線計画としております。

次に、各館の展示構成について御説明します。

まず、新館です。常設展示室では壁付ケースやのぞき型ケースを配置し、貴重な実物資料により、龍馬の生涯を時系列に沿って多面的に紹介する展示となっております。また、展示最後のコーナーでは龍馬の名せりふを印象的に紹介いたします。なお、資料の紹介や解説に当たっては、多言語に対応したシステムを導入します。

次に、既存館です。右側のページをごらんください。既存館では龍馬の一生をたどりながら、子供から大人まで幅広い年代の方々に龍馬の人柄やなし遂げた偉業をわかりやすく楽しく理解いただけるよう、体験アイテムやビジュアルをふんだんに取り入れた展示となっています。2階の幕末広場は、1番の浦戸城と長宗我部氏の紹介から始まります。このコーナーでは館の立地場所である浦戸城の成り立ちや、長宗我部氏の歴史などを紹介します。2番以降は龍馬の子供のころから、脱藩と勝海舟との出会い、薩長同盟、亀山社中と海援隊、船中八策と大政奉還、そして暗殺へと、龍馬の生涯における大きな出来事を中心に、ダイナミックで臨場感あふれる演出で紹介していきます。各コーナーは下にイメージがございいますが、それぞれ実際に、見て、ふれて、学び、発見できる体験展示の空間となっております。地下1階の幕末写真館では緊迫した幕末の空気を感じる空間で、龍馬とかかわりのあった人々、またその関係性を写真でわかりやすく紹介します。

最後に、裏面をごらんください。保存環境について御説明します。保存環境整備に当たっての基本的な考え方としては、概念図にありますように、日本古来より伝わるという“貴重品を「包む」”という考え方を計画全体に取り入れています。貴重な資料を段階的にかつ高気密・高断熱の建物全体で保護することで、最適な保存環境を保持してまいります。次の展示・収蔵設備における留意点につきましては、詳しい説明は省略させていただきますが、記載の事項のとおり貴重な資料を劣化させないよう配慮してまいります。

基本設計の説明は以上ですが、明治維新 150 年の平成 30 年のオープンに向けまして、取り組みを進めてまいります。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 今まで、例えば 50 人乗りの大型バスが来たときに、その方々がまとまってレクチャーを受けたりする場所がなかったということで、今回ホールを設けたと思うんですが、このホールは収容人数は最大どのくらいですか。

◎高橋文化推進課長 実施設計で詳細は詰めてまいりますけれども、大体 120 名程度は入れる構造としております。

◎浜田（英）委員 大型バス 2 台は何かいけるといいます。はい、いいと思います。

◎坂本（茂）委員 先日、札幌から寄託されて、これらを次リニューアルオープンするときに、一つの目玉みたいにもなってくるのかとも思うんですけれども。さらには先日、業務概要調査でお訪ねしたときに、休館中の展示作品の扱いですね。その間に他県へ仕込みをしておいて、いざリニューアルオープンしたときに来てもらおうということも館長がお話しになっていましたけれども、そういうリニューアルオープンに際して、今、ハード面でのお話があったんですけれども、ソフト面での集客とかに向けた戦略はどうなっているのか。

◎高橋文化推進課長 現在、館、それと文化財団とも協議を始めておりまして、今後そういったのもまとめていくということで現在協議中です。先ほどお話がありましたように、休館中にはリニューアルオープンのPRにつながるような展示とか、発信の仕方はしていきたいということで、今、協議をしておるところです。

◎坂本（茂）委員 札幌から寄託を受けた分については、そこに間に合うという形でのことで。

◎高橋文化推進課長 現在、資料としてお預かりをして精査をしている段階でして、その辺が確定しましたら、きちんとした寄贈の手続などをしていただくということで、調査の進みぐあいにもよりますけれども、一定の部分はリニューアルのところで見ただけのことになってくると思います。

◎西森委員 確認ですけれど、スケジュールとしてはオープンがいつだったんですか。

◎高橋文化推進課長 オープンは明治維新150年に当たります、平成30年1月を予定しております。

◎西森委員 これは指定管理で今、文化財団が受けてやっていますね。この指定管理が、今のところは何年でやってるんですか。

◎高橋文化推進課長 指定管理は5年でやっておりまして、平成26年から今3期目ということでやっております。

◎西森委員 そうすると、平成26年、27年、28年、29年、30年で、最後の年は新しいところがちょっとかかってくるんですか。

◎高橋文化推進課長 平成30年までが今の3期目になりますので、今の3期目ではございますけれども、当然、事業内容が変わってまいりますので、そこでは途中で協議をしながら変更していくということになります。

◎西森委員 予算が当然ふえてくる形になってこようかと思うんですけれど、どれぐらいを見込んでいますか。

◎高橋文化推進課長 予算については今後精査して協議をしていく必要がございますけれども、現在、全体で予算規模そのものは入館収入なども含めまして1億2,000万円ぐらい。そのうち管理代行料が5,000万円余りですけれども、館が大きくなりますので当然入場者もふえてはまいりますけれども、管理経費とか、常設展とか企画展のそういう実施経費が高くなってまいりますので、これよりはふえていく、規模については今後議論をして精査をしていきたいと思っております。

◎吉良委員 この館と、自由民権記念館と、龍馬の生まれたまち記念館を連動させて、やはり高知に訪れた方に提供していく取り組みをぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、既存の2つの館なんかとの連携は今どうお考えですか。

◎高橋文化推進課長 県内の文化施設ではそういうネットワークなどもございまして、そ

ここで協議をしながら進めてきている部分もございます。また今後、特にリニューアルをしますので、連動した取り組みというのは先ほどの高知城歴史博物館も含めて、面的に皆様が歴史的なものを見ていただいて長い時間楽しんでいただけるような取り組みは進めていきたいと考えております。

◎**浜田（英）委員** これは要望ですけれども、熊本城をごらんになったと思います。見事ですね。久保議員が今回、国宝についての話もされました。その前に夕刊へも出ました。国宝になるのを前提で、もしなったらやっぱり三の丸の広場は昔御殿があったわけですし、残念ながら三の丸御殿の概要とか、あるいは骨組みとか、そんな資料全くないということで、文化庁がそこへつくるのを認めるかどうかは別にして、あそこへ何か一つ高知城の歴史博物館のパート2みたいなのがあれば。この間の動線がちょっと長いですね。本丸御殿との間で、懐徳館とこの間へ1つ、例えば三の丸へ1つ欲しいと思います。ぜひとも文化庁と検討していただいて。

◎**高橋文化推進課長** 高知城は、現在、教育委員会の文化財課が所管しているいろいろ管理をしております。高知城歴史博物館ではいろんな山内家の資料の中でいろんなものが今後出てくるかと思えます。そういった研究で、また発信できる部分については高知城歴史博物館で考えていきたいと思えますけれども、高知城の三の丸の部分については、そういったお話があったことを教育委員会にお伝えさせていただきます。

◎**浜田（英）委員** 文化を考える上で、境を競ってもしかたがない。それは、いろんな各関係部局が協議をして検討していただきたい。

◎**高橋文化推進課長** そういった関係のところと話はさせていただきます。

◎**依光委員長** 私から1点です。指定管理の話、西森委員からありましたけれども、大事な時期にまた指定管理ということですが、前回、坂本龍馬記念館のときも、大差がそんなにつかなかったという、自分は認識を持っております。連続性があると思えますし、例えば北海道からの寄託も今の学芸員との信頼関係も含めて託したというところで、また指定管理とかが変わってくると、そこら辺の信頼関係もあるので、そこら辺は慎重にやっていただきたい。

◎**高橋文化推進課長** この指定管理のときに、2期目は坂本龍馬記念館はそういう公募をして決めたということでしたけれど、3期目から非常に最近専門的な本物のこういう資料がたくさんできてきて、学芸員の専門性も必要になってくるということですし、3期目から直指定でやらせていただいておりますので、その流れで継続するのであれば、次の平成31年からも同じような形で文化財団に直接指定をさせていただくことになってこようかと思えます。

◎**浜田（英）委員** 1点だけ。大型バスの動線について確認しておきたいんですが、高知城歴史博物館の東側の通路へ大型バスが入っていくようになると思えますので、ひろめ市

場のほうへ一たん大型バスが突っ込んで左折をして、それで裏へとめて、そこでお客さんをおろして、バスはそこでとどまるんじゃないくて、そのままずっと向こうの藤並の森の裏の駐車場まで行って、そこで待機をして、そこでお客さんをまた乗せるということでしょうか。

◎高橋文化推進課長 高知城歴史博物館の場合には、今お話がありましたとおり、東側を通過して、その敷地内でおりにていただいて、バスは北側、現在の駐車場に移動していただく。例えば博物館を先にごらんだった場合には、高知城へ追手門から入って上がっていただいて、帰りに北からそのままバスでということになるかと思えます。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

《公営企業局》

◎依光委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について、公営企業局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので、御了承願います。

◎門田公営企業局長 それでは、公営企業局の提出議案につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。

今回の議案は、病院事業にかかわります専決処分報告の3件です。

内容につきましては、平成24年11月から12月までの間にあき総合病院に入院しておられました患者さんに発生した医療事故、また平成26年12月、幡多けんみん病院で発生しました医療事故に対する損害賠償の額の決定に関する専決処分報告と、その損害賠償金6,100万円の補正予算の専決処分です。

改めまして、亡くなられたお二方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心からおわびを申し上げます。

二度とこのような事故が起こらないよう再発防止を徹底し、県民の皆様からの県立病院への信頼におこたえすべく、努めてまいります。

詳細につきましては、県立病院課長から御説明させていただきます。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈県立病院課〉

◎依光委員長 県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長 それでは、提出議案につきまして説明をさせていただきます。条例その他議案です。

まず、資料③の条例その他議案の110ページをお願いします。報第2号議案、損害賠償の額の決定の専決処分報告について説明させていただきます。これはあき総合病院におき

まして、平成 24 年に発生をした医療事故に関する損害賠償の額の決定に関する専決処分についての報告です。

まず、医療事故の概要について説明させていただきます。資料の 2、事件の概要のところをごらんください。平成 24 年 11 月から 12 月までの間、高知県立あき総合病院において、入院中の患者に対し、長期間服用していた薬剤を処方せず、また、退院の際に紹介先医療機関への診療情報提供書に当該薬剤の処方について記載しなかったことから、当該薬剤の服用が再開されず、患者が高度な障害を発症して、その後死亡するという残念な事故がございました。

この医療事故は県において損害賠償を行う必要があります、事故後亡くなられた方の相続人の方々と損害賠償について話し合いを重ねてまいりましたが、このたび、損害賠償について合意が得られ、早急に支払う必要が認められたため、平成 27 年 6 月 8 日に専決処分を行ったものです。損害賠償の額は 3,500 万円です。その後、6 月 11 日に示談書を締結し、6 月 18 日にお支払いをしております。なお、損害賠償金につきましては、全額、病院賠償責任保険の保険金で賄うことになっております。

次に、資料の 111 ページをお願いします。報第 3 号議案、損害賠償の額の決定の専決処分報告について説明します。これは幡多けんみん病院において、平成 26 年に発生した医療事故に関する損害賠償の額の決定に関する専決処分についての報告です。

医療事故の概要ですが、2 の事件の概要をごらんください。平成 26 年 12 月、高知県立幡多けんみん病院において、入院中の患者に対し、入院時にアレルギー確認を行っていた薬剤と同種の抗生剤を投与したことにより、患者が重篤なアナフィラキシーショックを発症して、死亡したという残念な医療事故です。

この医療事故につきましても、県において損害賠償を行う必要があります、事故後、亡くなられた方の相続人の方々と損害賠償について話し合いを重ねてまいりましたが、このたび、損害賠償について合意が得られ、早急に支払う必要があると認められたため、平成 27 年 6 月 8 日に専決処分を行ったものです。損害賠償の額は 2,600 万円です。その後、6 月 9 日に示談書を締結し、6 月 16 日にお支払いをしております。なお、この件に関しましても、損害賠償金につきましては、先ほどと同様に、全額、病院賠償責任保険の保険金で賄うことになっております。

続きまして、107 ページをお願いします。報第 1 号議案、平成 27 年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告について説明をさせていただきます。これは先ほど説明しました、あき総合病院と幡多けんみん病院での医療事故に関する損害賠償金について、予算の補正を専決させていただいたものです。

108 ページから 109 ページをお願いします。まず、収入ですが、保険会社からの保険金を医業外収益として、あき総合病院に 3,500 万円、幡多けんみん病院に 2,600 万円を増額

補正しております。次に、支出ですが、医業外費用として、あき総合病院に 3,500 万円、幡多けんみん病院に 2,600 万円を増額補正しているところです。今回の 2 つの医療事故につきましては、医療安全に対する危機管理意識をしっかりとって対応していれば防ぐことができた事故です。そのため、両病院では事故の再発防止に向けて、研修や医療安全管理者等が院内を巡回して医療安全の取り組み状況等をチェックするなどして、職員の危機管理意識の徹底を図っているところです。あわせまして、電子カルテシステムを改修しまして、コンピューターによるチェック機能等を強化させることで、再発防止に取り組んでいくこととしております。特に、幡多けんみん病院では、現在、外部委員を含む調査委員会におきまして、事故の検証等をしていただいているところです。報告書をいただきましたら、その内容につきましては、あき総合病院とも共有をいたしまして、事故の再発防止に努めてまいりますとともに、御遺族の方にも丁寧に説明をしてまいります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 参考までお聞きしたいんですけれども、こうした医療事故に対する保険金は、年間どのぐらい掛け金があるんですか。

◎安岡県立病院課長 両病院を合わせまして、昨年度で 1,700 万円です。

◎吉良委員 幡多けんみん病院にかかわって、私どものところに当事者からメールが届いております。その内容は示談が成立したといっても、どうも納得をしていないような内容だったんですけれども。現在、第三者委員会で調査中ということですが、そのスケジュール的なこと、それから、今どういう人員体制でどのような方が調査員に入って、調査をなさってるのかも含めてお聞きしておきたいと思えます。

◎安岡県立病院課長 まず、示談につきましては、双方、代理人である弁護士を通じまして締結をされたものでして、その手続上、特に何ら問題がないと考えているところです。

委員会の状況ですけれども、8名の委員で構成をしております。外部の委員は3名の方になっていただいております。第1回目の会議は3月23日に第1回目を開催しまして、2回目が6月22日に開催をしているところです。今、報告書の素案を検討していただいているところですので、はっきりとした時期等は申し上げられませんが、報告書をいただけることになっています。

◎吉良委員 代理人のその弁護士の方等は問題がないということですが、当事者の方が議員に対して納得できないということを送ってくるということは、相当のことだと思うんです。調査委員会もやっているわけですが、やはり県としても、お亡くなりになった当事者に対して十分お話を伺って対応していくことが必要だと思うんですけれども、それについては意見はありますか。

◎門田公営企業局長 御遺族とは十分に御説明したいと思えます。この前の22日の会の内容につきましても、御遺族には御説明も差し上げておりますので、今後とも丁寧な説明に

努めてまいりたいと思います。

◎坂本（茂）委員 外部調査委員会で議論されている中で、なぜ、こういう医療事故が起きたのかとかいうことは分析されるんでしょうけれども、こういうことが起きたときに、職員として、あるいは病院側としての説明責任は問われていると。そのことが不十分だったのか、その対応がどうだったのかによっても、先ほど吉良委員が言われたことにも場合によってはつながっていることもあるかもしれない。そういう意味では、外部調査委員会ではそういったやむを得ず発生したときに、どう説明責任を果たすのかというところの議論はされているんでしょうか。それはまた別の問題になってくるんでしょうか。

◎門田公営企業局長 外部委員でそこまでというところではございませんけれども、ことしの4月に県立病院課と、県立病院2つの病院とで集まる会がございまして、その中では、専門家である損害保険会社の方を講師としてお招きをしまして、あつてはならないことですけれども、事故後の対応につきましても、両病院の幹部あわせまして研修を行ったところなんです。そういうところについても、今後とも気をつけていきたいと考えております。

◎依光委員長 私からも、再発防止にぜひとも努めていただきたいと要請をさせていただきます。

質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案6件、報告議案3件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成27年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案」から、第12号議案「高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、

設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」まで、以上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。

第10号議案から第12号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案から第12号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案「保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号議案「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」から、報第3号議案「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。

報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件の議案を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案から報第3号議案までは、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎依光委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、あすは休会とし、8日水曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了をいたします。

(14時57分閉会)